

令和6年第1回嘉島町議会定例会会議録（第1号）

・招集年月日

令和6年3月5日（火曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員（11名）

1番	春日公和	6番	森下文夫
2番	木下武	7番	満田和浩
3番	穴井智子	8番	増岡司一
4番	齊藤進	9番	川野伸隆
5番	園田義宣	10番	境野文
		11番	森田義雄

・欠席議員（0名）

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田平
教育長	青木政俊
総務課長	高田克明
税務課長	高富嶋信行
町民保険課長	吉本博志
福祉課長	松本和美
農政課長	永田智紀
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬
社会教育課長	河原和幸
会計管理者（兼会計室長）	増永貴士
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 石坂英一

## 議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長報告

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明

- 1 議案第1号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて  
専議第10号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算(第8号)
- 2 議案第2号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて  
専議第1号 嘉島町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 4 議案第4号 嘉島町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第5号 熊本都市計画事業芝原土地区画整理事業施行条例を廃止する条例の制定について
- 6 議案第6号 嘉島町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第7号 嘉島町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第8号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算(第9号)
- 9 議案第9号 令和5年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 10 議案第10号 令和5年度嘉島町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 11 議案第11号 令和5年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 12 議案第12号 令和5年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 13 議案第13号 令和5年度嘉島町下水道事業会計補正予算(第4号)
- 14 議案第14号 令和6年度嘉島町一般会計予算
- 15 議案第15号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計予算
- 16 議案第16号 令和6年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計予算
- 17 議案第17号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計予算
- 18 議案第18号 令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計予算
- 19 議案第19号 令和6年度嘉島町簡易水道事業会計予算
- 20 議案第20号 令和6年度嘉島町下水道事業会計予算

散 会

開会・開議 午前10時

.....

○議長(森田義雄君) 議会の開会に先立ち、先に発生しました能登地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福を祈り、黙祷を捧げたいと思います。傍聴の皆様もご協力をお願いします。ご起立ください。黙祷。お直りください。ご協力ありがとうございました。ご着席ください。

おはようございます。令和6年第1回嘉島町議会定例会に全議員さんにご出席をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど、黙祷をお願いしましたが、元日に発生しました能登地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。正月をふるさとで過ごすため、里帰りのなかに地震に遭遇し、命を落とされた方もたくさんいらっしゃいました。また、今も安否不明の方も数名いらっしゃいます。楽しいはずの一家団らんが一瞬にして地獄と化したことは、熊本地震を経験した私たちには容易に想像ができます。被害に遭われた皆様が一日も早く日常生活を取り戻されることをお祈りするばかりです。

それでは、始めたいと思います。ただいまの議員数は11名です。定足数に達しておりますので、令和6年第1回嘉島町議会定例会は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

.....

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(森田義雄君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、2番 木下 武議員、3番 穴井 智子議員を指名します。

.....

#### 日程第2 会期の決定

○議長(森田義雄君) 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から3月8日までの4日間をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森田義雄君) 異議なしと認めます。よって、会期は4日間と決定しました。

.....

#### 日程第3 議長報告

○議長(森田義雄君) 日程第3 議長報告となっております。

議長、一部事務組合、広域連合議会の概要につきましては、それぞれの所属議員から報告書が提出されております。

なお、議案等を議会事務局に備えておりますので、ご参照くださるようお願い申し上げます。また、12月定例議会以降、議長宛に提出された陳情書につきましては、一覧表のとおりであります。それから、令和5年度定期監査結果及び12月から2月までの例月現金出納検査結果については、監査委員から報告書が提出されております。以上で議長報告を終わります。

.....

#### 日程第4 議案の上程及び提案理由の説明

○議長(森田義雄君) 日程第4 議案の上程及び提案理由の説明となっております。

これより、

議案第1号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専議第10号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算(第8号)

議案第2号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

専議第1号 嘉島町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第4号 嘉島町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 熊本都市計画事業芝原土地区画整理事業施行条例を廃止する条例の制定について

議案第6号 嘉島町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 7 号 嘉島町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算(第9号)
- 議案第 9 号 令和5年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第10号 令和5年度嘉島町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第11号 令和5年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 議案第12号 令和5年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 議案第13号 令和5年度嘉島町下水道事業会計補正予算(第4号)
- 議案第14号 令和6年度嘉島町一般会計予算
- 議案第15号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計予算
- 議案第16号 令和6年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計予算
- 議案第17号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計予算
- 議案第18号 令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第19号 令和6年度嘉島町簡易水道事業会計予算
- 議案第20号 令和6年度嘉島町下水道事業会計予算

以上の20件を一括して議題とします。

町長の説明を求めます。

○町長(鍋田平君) 議長。

○議長(森田義雄君) 鍋田町長。

○町長(鍋田平君) おはようございます。今年1月1日に能登半島地震が起き、お亡くなりになられた方々、被害を受けられた方々にご冥福とお見舞いを申し上げます。熊本地震を経験した私たちですが、改めて地震の怖さを感じました。また、3日に開催されました嘉島町消防団出初式並びに消防点検に、議員の皆様、ご出席いただきましてありがとうございます。日ごろから嘉島町消防団の皆様が町民の安全安心のために訓練を重ね、火災をはじめ、あらゆる災害に対して備えられておられることを大変心強く思いました。

さて、12月議会以降の町政報告を行います。

故 荒木 泰臣氏「偲ぶ会」についてでございます。荒木前町長とご縁があった多くの方々にお集まりいただき「偲ぶ会」が、熊本県町村会主催で、2月25日日曜日、グランメッセ熊本で行われ、1,250人の方々が最後のお別れをされました。会場には、荒木前町長に贈った名誉町民章や功績を紹介するパネルが展示されました。また、多くの方々から贈られた供花も供えられました。一般献花では、嘉島町民や、ゆかりのある人たち550人が花を供えられ、別れを惜しまれました。式典には全国から各界の700人が参列され、代表として坂本農林水産大臣や蒲島県知事がお別れの挨拶をされました。最後に遺族を代表されて、妻の律子様「皆様方からの生前のご厚情に深く感謝申し上げます」とお礼の言葉を述べられました。

令和6年度予算についてでございます。本定例会に提案しております一般会計の来年度予算は、総額84億4,200万円となっており、今年度の一般会計と比較して30%増の約20億円を上回る予算規模となっております。歳入につきまして、自主財源である町税を昨年度比3%増の5,000万円増で、18億2,800万円を計上しておりますが、定額減税が予定されていることから前年度並みの収入額が見込まれます。また、繰入金を昨年度比106%増の10億円としております。一方、依存財源である国県支出金及び町債が増加したことにより、自主財源の割合が2.5%減少しております。歳出においては、学校教育環境の整備に加え、行政サービスの質の向上をするために予算を計上しております。代表的な事業としましては、嘉島東小学校校舎増築事業に15億880万7千円。嘉島東部台地土地地区画整理事業に3億2,028万9千円。嘉島中学校エレベーター棟増築工事等に1億9,353万9千円。嘉島西小学校エレベーター棟増築工事に6,722万4千円が挙げられています。来年度は、普通建設事業費の増加、昨今の物価高騰等の影響により、非常に厳しい財政運営が予想されますので、引き続き皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

能登半島地震に伴う人的支援については、熊本県は被害が甚大な石川県輪島市に対口支援とすることになりました。嘉島町は第1陣の1月から町職員を交代で派遣しており、現地では住宅の被害調査にあたっています。各陣の期間は9日間で、2月末までに5人派遣し、3月は4人派遣します。その後も必要に応じて積極的に支援していきます。依然道路状況が悪く、宿泊施設から現地まで車で3時間以上かかることもあり、毎日朝6時に出発して、派遣された職員たちは、「熊本地震よりも被害が大きく、復旧には時間がかかりそう」などと話しています。

物価高騰対応重点支援交付金(低所得世帯支援枠)については、物価高騰による負担増を踏まえ、特に

家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、1世帯あたり7万円を支給する物価高騰対応重点支援交付金の初回振込みを令和6年1月31日に行い、これまで831世帯、5,817万円の振込を完了しています。

戸籍証明書の広域公付について、令和6年3月1日に改正戸籍法が施行され、本籍地でなくても戸籍証明書及び除籍証明書が取得できるようになりました。嘉島町に住んでいるけれども本籍地が遠くにある方、欲しい戸籍の本籍地が全国各地にある方も、嘉島町の窓口でまとめて請求可能となります。

嘉島西小学校体育館クラブハウス改修については、嘉島西小学校学童の利用者が急激に増加する見込みで、現状の4クラスでは定員超過となるため、今月中に新たに嘉島西小学校体育館クラブハウスを改修して、5クラス目の学童施設を設置いたします。

通学路の点検については、通学路安全推進会議を1月18日に開催し、小中学校通学路の合同点検を行い、学校、PTA、道路管理者、御船警察署など関係機関の間で、危険・要注意箇所の確認と安全対策を協議しました。また、御船警察署に以前から横断歩道の設置を要望していました、ドラッグストアモリ前の町道と松前重義記念館前の町道が交わる交差点（通称：中津交差点）に横断歩道が設置され、2月16日から使用できるようになりました。

上益城5町のごみ処理施設についてでございます。ごみ処理施設の整備・運営を目指す民間事業者、株式会社シムファイブスにおいて現在、熊本県環境影響評価条例に基づき、ごみ処理施設建設における環境アセスメントが実施されております。また、方法書に基づく大気環境や水環境などの現地調査を令和6年1月から約1年間かけて実施され、令和7年6月ごろに準備書が公開される予定となっております。これからは、令和8年3月までに環境アセスメントが完了し、事業計画が適切であると判断できれば、改めて上益城5町等の事業者が環境保全協定及び立地協定等を締結し、各法令の許可手続きを経て土地の造成、施設の建設を行う予定となっております。今後も各関係機関との協議や調整を行い、事業の進捗など随時情報発信をしながら事業を進めてまいります。

東部台地土地区画整理事業「ゆうすいの杜」の進捗状況についてでございます。現在、次期工区（1-1工区）の換地設計を行っており、5月末までに完成する予定です。その後、地権者等へ周知説明を経て、令和6年度中に造成工事に着手する予定です。また、現在進めております1-2工区におきましては、8区画の保留地が完成いたしました。この8区画につきましては、町民向けの保留地として町民の方を優先して譲渡いたします。価格と抽選方法は3月中に決定し、4月の広報誌に折込みチラシにて周知する予定であります。

企業誘致については、昨年12月以降、3件の立地協定を締結しました。上仲間に進出する水光商事は、ウォーターサーバーなどの取水施設として今年9月ごろに操業開始予定です。下仲間に進出するフレッシュ青果は、野菜や果物などの卸売業で今年6月ごろ操業開始予定です。上仲間に進出する尾家産業は、食品卸売業で今年の11月ごろ操業開始予定となっております。企業の進出は、産業の振興や雇用の創出につながりますので、今後も企業誘致を進めてまいります。

消防団出初式並びに消防点検の開催については、令和6年3月3日、中学校グラウンドにおいて、5年ぶりに議員の皆様をはじめ来賓の方々を案内しての開催となりました。清村団長以下、202名の団員が出動し、通常点検、小型ポンプ操法競技など繰り広げ、日ごろの訓練の成果を競いました。操法競技の部の優勝が第1分団第1部、井寺でした。7月に山都町で行われる郡操法大会には、第1分団第1部、井寺及び第2分団第3部、西村が町の代表として出場されます。

社会教育関係イベントについては1月7日に町民会館ホール アクアにて二十歳を祝う会が開催され、72名の参加がありました。2月11日に開催されました第50回郡市対抗熊日駅伝大会に本町から2名の選手が出場しました。上益城郡チームの一員として、力走をみせました。

以上が町政報告でございます。

引き続きまして、提案理由の説明を行います。

○議案第1号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

「専議第10号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第8号）」は、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年12月22日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

○議案第2号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて

「専議第1号 嘉島町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」は、戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日に施行されることに伴い、本条例を制定する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の

規定により令和6年2月9日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

○議案第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第4号 嘉島町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

介護保険法第129条第3項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの保険料を定めるため、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第5号 熊本都市計画事業芝原土地区画整理事業施行条例を廃止する条例の制定について

熊本都市計画事業芝原土地区画整理事業の収束に伴い、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第6号 嘉島町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令が令和6年4月1日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第7号 嘉島町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、本条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

○議案第8号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第9号）について

令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第9号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,068万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億1,758万5千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」のとおりであります。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第9号 令和5年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

令和5年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ112万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,012万円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第10号 令和5年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

令和5年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,001万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,514万円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第11号 令和5年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

令和5年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ113万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,125万4千円としました。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算補正の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第12号 令和5年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について

令和5年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、収益的収支予算のうち、収入において、第1款水道事業収益、第1項 営業収益に120万5千円追加し、第2項 営業外収益から233万7千円減額し、総額を5,379万7千円としました。

支出においては、第1款 水道事業費用、第1項 営業費用から86万6千円減額し、総額を5,379万7千円としました。

また、資本的収支予算のうち、収入において、第1款 資本的収入、第2項 企業債から980万円減額し、総額を922万4千円としました。

支出においては、第1款 資本的支出、第4項 予備費から100万円減額し、総額を2,057万9千円としました。

議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費から84万2千円減額し、1,142万7千円としました。

なお、収益的収支予算及び資本的収支予算の補正金額の詳細につきましては、令和5年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算実施計画明細書をご参照ください。

○議案第13号 令和5年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第4号）について

令和5年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第4号）は、収益的収支予算のうち、収入において、第1款 下水道事業収益、第2項 営業外収益に172万5千円追加し、総額を4億7,012万円としました。

支出においては、第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用から388万4千円減額し、総額を4億336万7千円としました。

また、資本的支出予算において、第1款 資本的支出、第1項 建設改良費に25万3千円追加し、総額を6億1,633万1千円としました。

議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費に25万3千円追加し、2,034万3千円としました。

なお、収益的収支予算及び資本的支出予算の補正金額の詳細につきましては、令和5年度嘉島町下水道事業会計補正予算実施計画明細書をご参照ください。

○議案第14号 令和6年度嘉島町一般会計予算について

令和6年2月公表の内閣府の月例経済報告によれば、我が国経済は「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」としており、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」との基調判断がなされております。

また、政府は、政策の基本的態度として、「30年来続いてきたコストカット型経済から持続的な賃上げや活発な投資がけん引する成長型経済へ変革するため、新しい資本主義の取組を加速させる。また、こうした取組を通じ、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進めつつ、デフレに後戻りしないとの認識を広く醸成し、デフレ脱却につなげる。」としております。

地方財政については、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方公共団体が、住民のニーズに的確に応えつつ、こども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、交付団体を始め地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策を講ずるとしております。

本町においては、宅地開発による定住促進及び企業誘致による雇用創出の取組により、人口は増加を続けており、人口増加率でも県内で上位に位置するなど発展を遂げております。一方で、公共施設の老朽化や公立学校の教室不足といった課題に直面している中、嘉島町総合計画に掲げられた重要政策を着実に推進するため、各種施策の優先順位の厳しい峻別により重点化を進め、事務事業の見直しや再構築はもとより、歳出全般にわたり更にスリム化・効率化を聖域なく進める必要があります。

依然として厳しい地方財政の状況下ではありますが、これまで取り組んできたまちづくりの成果によって、健全な財政運営の維持に努めてきたところであり、嘉島町総合計画の基本理念であります「活力とうるおいに満ちた田園文化都市－住んで良かった！水の郷 嘉島－」を着実に実現するため、学校教育施設

整備事業、土地区画整理事業をはじめとする都市計画関連事業、上下水道整備事業、農業振興等の諸事業、更には高齢化等による社会保障事業、少子化に対する施策や子育て支援など、多くの政策課題を着実に進めていかなければなりません。

以上のような基本的考えの下に令和6年度の一般会計予算の編成を行いました。

予算規模につきましては、84億4,249万6千円となり、前年度に比べ19億8,056万1千円（率にして30.6%）の増となりました。

歳入につきましては、町税や繰入金等の自主財源42.0%に対し、地方交付税、国・県支出金、町債等の依存財源58.0%の構成となり、自主財源の総額は前年度に比べ6億7,048万7千円（率にして23.3%）の増となりました。

自主財源の軸となる町税は、町民税、固定資産税及び町たばこ税等の増に伴い前年度比2.9%増の18億2,817万円を見込額として計上しました。その他、分担金及び負担金5,874万5千円、使用料及び手数料6,149万1千円を現行制度により、また、財産収入277万8千円及び諸収入1億267万3千円を見込額として計上しました。繰入金10億990万4千円のうち4億4,000万円は、一般財源の不足額を補うため財政調整基金を取り崩し、その他、ふるさと応援寄附基金3億8,000万円等を繰り入れるものであります。繰越金は2,000万円としました。

一方、依存財源としまして、地方交付税に前年度比5.9%増の12億1,927万5千円を計上したほか、国・県支出金には、施設型給付費負担金6億5,662万5千円、障害児施設給付費負担金1億1,475万円等を含む19億2,010万7千円、地方譲与税4,074万9千円、利子割交付金28万5千円、配当割交付金263万1千円、株式等譲渡所得割交付金423万5千円、法人事業税交付金1,482万6千円、地方消費税交付金2億9,018万6千円、環境性能割交付金618万2千円、地方特例交付金1億752万1千円、交通安全対策特別交付金188万5千円をそれぞれ交付基準に基づき計上しました。町債12億9,085万3千円は、学校教育施設等整備事業債11億9,340万円及び長寿命化事業債3,600万円等を借り入れるほか、臨時財政対策債1,615万3千円を借り入れるものであります。

次に歳出について、性質別に説明いたします。性質別には義務的経費36.6%、経常的経費22.5%、投資的経費29.7%に大別されます。

義務的経費30億9,588万1千円のうち、人件費につきましては、現給を基礎として8億1,459万2千円を計上しました。扶助費は交付基準により15億6,438万8千円、公債費は償還計画に基づく元金及び利子の償還金を7億1,690万1千円計上しました。

経常的経費に18億9,350万1千円計上しました。物件費につきましては、12.6%の増となり、維持補修費につきましては6.9%の増となりました。また、補助費等につきましては10.9%の減となりました。

投資的経費に25億994万8千円計上しました。普通建設事業費は、東部台地土地区画整理事業費、嘉島東小学校増築事業費及び嘉島中学校エレベーター棟増築・教室棟改修事業費などで、169.7%の増となりました。

そのほか、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計への繰出金として3億7,562万円、積立金4億6,005万2千円を計上し、予備費は4,182万円としました。

予算の内容につきましては、別途予算説明資料を添付しております。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」のとおりであります。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」のとおりであります。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を4億円としました。

地方自治法第220条第2項ただし書の規定による歳出予算の流用は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用としました。

なお、歳入歳出予算の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください。

○議案第15号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計予算について

急速な少子高齢化社会の進展に伴い、社会環境が大きく変化する中で、わが国の社会保障、特に医療費の増大は、直面する大きな課題となっております。

平成30年度からは、国民健康保険制度改革により、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事務の確保等、国民健康保険事業運営の中心的役割を担っており、持続可能な医療保険体制を構築するためには、引き続き市町村も大きな役割を担っていくことが求められています。



令和5年12月31日現在、国民健康保険世帯数1,108世帯、被保険者数1,736人であります。前年同期に比べ7世帯の減、被保険者21人の減となっております。

保険者に義務化された特定健康診査・特定保健指導については、受診率及び実施率の向上を図り、生活習慣病の発症及び重症化の予防に引き続き取り組んでまいります。また、医療費適正化のため、保健事業に積極的に取り組むことにより、均衡のとれた保険財政運営ができるよう、なお一層の努力をしていかなければならないと考えております。

これらを踏まえ、令和6年度の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,703万8千円としました。

歳入につきましては、保険税等の自主財源が21.5%、県支出金等の依存財源が78.5%の割合となっております。

自主財源の軸であります保険税は、総額で対前年度比0.8%減の2億197万1千円を見込額として計上しました。この中には介護保険事業の納付金及び後期高齢者支援金分が含まれております。また、使用料及び手数料4万円、財産収入5千円、繰入金のうち、基金繰入金に2,342万6千円、諸収入11万1千円をそれぞれ計上し、繰越金は1,500万円としました。

依存財源として、県支出金8億572万9千円を計上しました。繰入金のうち、一般会計繰入金7,075万6千円は、保険基盤安定、出産育児一時金及び国保財政安定化支援事業等に充当するため計上しました。

歳出につきましては、総務費に1,531万円、保険給付費に7億8,729万6千円計上しました。国民健康保険事業費納付金に2億9,217万2千円、共同事業拠出金1千円、保健事業費2,124万9千円、基金積立金5千円、諸支出金100万2千円を計上し、予備費を3千円としました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりであります。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を8,000万円としました。

地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による歳出予算の流用は、各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用としました。

なお、歳入歳出予算の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください。

#### ○議案第16号 令和6年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計予算について

貸付事業制度は、平成8年度に終了し、貸付総数87件のうち64件は既に完済され、2件を不納欠損として処理しました。昨年度中に1件が全額納付され、残る20件は依然長期滞納となっておりますが、うち1件はある程度順調な返済がなされております。長期滞納の中には、償還者死亡や熊本地震により消失した家屋もあることから、今後、滞納者と個別に相談を行い、計画的な返済を求めていかなければなりません。

これらを踏まえ、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30万円としました。

歳入のうち、1款 繰越金20万円は、前年度繰越金であります。2款 諸収入10万円は、貸付金元利収入であります。

歳出のうち、1款 事業費16万円は、物件費であります。2款 予備費を9万円計上しました。3款 諸支出金5万円は一般会計への繰出金であります。

歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりであります。

なお、歳入歳出予算の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください。

#### ○議案第17号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計予算について

介護保険制度は、創設から23年が経ち、要介護（要支援）認定者数は制度創設時の2倍を超え、介護が必要な高齢者を社会全体で支えるしくみとして定着、発展してきました。高齢者数は今後も増加し、高齢化が進展する中、介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、更にはその先の高齢者人口がピークとなり現役世代が急減する2040年を見据えて、高齢になっても住み慣れた地域で活力と生きがいを持って暮らせるよう、町民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代を超え繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の考えを踏まえ、継続して医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

今後も地域包括支援センターと連携を密にし、高齢者が安心して生き生きと暮らすことができるような支援を継続してまいります。

令和5年12月31日現在、65歳以上の第1号被保険者数は、2,563人、介護保険の認定者数は503人、そのうち介護サービスの利用者が391人となっており、その内訳は居宅サービス利用者が296人、地域密着型サービス利用者が47人、施設サービス利用者が48人となり、介護給付費の伸びも年々増加しています。

これらを踏まえ、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億863万3千円としました。

歳入につきましては、保険料等の自主財源が22.0%、国庫支出金等の依存財源が78.0%となっております。

自主財源として、保険料1億5,371万2千円、使用料及び手数料1万円、財産収入1万円、諸収入2万円を見込額とし、繰越金として3,000万円を計上しました。

依存財源として、国庫支出金2億265万9千円、支払基金交付金2億2,152万7千円、県支出金1億1,471万9千円をそれぞれ交付基準により計上しました。繰入金は、一般会計及び介護給付費準備基金から1億8,597万6千円を繰り入れるものであります。

歳出につきましては、総務費に2,416万7千円、保険給付費に7億8,912万円、基金積立金1万円、地域支援事業費4,308万6千円、諸支出金427万円を計上し、予備費を4,798万円としました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりであります。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を5,000万円としました。

地方自治法第220条第2項ただし書の規定による歳出予算の流用は、各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用としました。

なお、歳入歳出予算の款項の金額の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください。

#### ○議案第18号 令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計予算について

高齢者の医療の確保に関する法律において、平成20年度から後期高齢者医療制度がスタートして17年目を迎えます。

町としましては、運営主体である後期高齢者医療広域連合と一体となり、その役割を分担しながら業務を進めてまいります。

令和5年12月31日現在、対象者は1,406人ですが、前年同期に比べ4人減少しております。

令和6年度の予算は、現対象者を基本に歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,936万9千円としました。

歳入につきましては、自主財源として後期高齢者医療保険料1億3,572万8千円及び諸収入等430万5千円の78.1%に対し、依存財源は、一般会計繰入金3,933万6千円で21.9%の構成比となっております。

歳出につきましては、総務費に474万9千円、後期高齢者医療広域連合納付金1億7,035万1千円、保健事業費396万7千円、諸支出金に20万2千円計上し、予備費を10万円としました。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりであります。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を1,000万円としました。

なお、歳入歳出予算の金額の詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書をご参照ください。

#### ○議案第19号 令和6年度嘉島町簡易水道事業会計予算について

簡易水道事業につきましては、令和3年10月から給水を開始し、順次整備を進めております。

令和5年度につきましては、北甘木地区に配水管測量設計を実施しました。

令和6年度につきましても、東部台地土地区画整理事業区域とその周辺部で整備を進めていく予定としております。

業務の予定量は、給水戸数102戸、年間総給水量1万8,385m<sup>3</sup>、1日平均給水量50.37m<sup>3</sup>を予定しています。また、主な建設改良事業として、配水管布設工事を予定しています。

公営企業会計予算では、経常的な営業収支予算である「収益的収支予算」と建設収支予算である「資本的収支予算」とにその性質によって区分して内容を明確にしています。

収益的収支予算につきましては、収入総額5,581万6千円、支出総額5,567万8千円としました。

収入につきましては、第1項 営業収益に456万3千円、第2項 営業外収益に5,125万3千円を計上しました。

支出につきましては、第1項 営業費用に5,100万円、第2項 営業外費用に267万8千円を計上し、第4項 予備費を200万円としました。

資本的収支予算につきましては、収入総額5,988万3千円、支出総額6,609万8千円とし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額621万5千円は建設改良積立金47万9千円、過年度分損益勘定留保資金573万6千円で補てんします。

収入につきましては、第2項 企業債に3,990万円、第4項 県補助金に1,998万3千円を計上しました。

支出につきましては、第1項 建設改良費に6,036万2千円、第2項 企業債償還金に573万6千円を計上しました。

企業債につきましては、起債の目的は簡易水道事業、限度額は3,990万円、起債の方法は、証書借入としました。利率及び償還の方法は起債のとおりです。

一時借入金の限度額は、3億円としました。

議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費1,244万9千円としました。

簡易水道事業の経営補助のため一般会計からこの会計へと補助を受ける金額は、4,027万3千円としました。

たな卸資産の購入限度額は、68万円としました。

なお、予算の詳細につきましては、「予算に関する説明書」をご参照ください。

○議案第20号 令和6年度嘉島町下水道事業会計予算について

下水道事業につきましては、平成17年9月に供用を開始し、順次整備を進めております。

令和5年度におきましては、西村地区、井寺地区、高田地区及び上仲間地区の管渠築造工事を実施しました。令和6年度におきましても、引き続き西村地区、井寺地区、高田地区及び上仲間地区の管渠等の整備を進めるとともに、浄化センター及びポンプ場の電気設備の老朽化に伴う改築工事を進めていくこととし、予算編成を行いました。

公営企業会計予算では、経常的な営業収支予算である「収益的収支予算」と建設収支予算である「資本的収支予算」とにその性質によって区分して内容を明確にしています。

収益的収支予算につきましては、収入総額4億7,484万7千円、支出総額4億5,197万1千円としました。

収入につきましては、第1項 営業収益に1億7,529万円、第2項 営業外収益に2億9,955万7千円を計上しました。

支出につきましては、第1項 営業費用に3億9,941万9千円、第2項 営業外費用に5,045万2千円、第3項 特別損失に10万円を計上し、第4項 予備費を200万円としました。

資本的収支予算につきましては、収入総額5億1,790万8千円、支出総額6億9,827万6千円としました。

収入につきましては、第1項 出資金に6,567万4千円、第2項 企業債に2億970万円、第4項 国庫補助金に2億4,253万4千円を計上しました。

支出につきましては、第1項 建設改良費に5億1,820万8千円、第2項 企業債償還金に1億7,906万8千円を計上し、第5項 予備費を100万円としました。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,036万8千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,384万5千円、繰越利益剰余金3,655万円、当年度分損益勘定留保資金1億1,997万3千円で補てんするものとします。

一時借入金の限度額は、4億円としました。

議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費2,369万2千円としました。

下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億5,271万4千円としました。

なお、予算の詳細につきましては、「予算に関する説明書」をご参照ください。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（森田義雄君） 以上で、町長の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。明日は議案調査のため、休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

○10番（境野隆文君） 議長。

○議長（森田義雄君） 境野議員。

○10番（境野隆文君） 提案理由に対しての質疑をしてよろしいでしょうか。

○議長（森田義雄君） では境野議員、どうぞ。

○10番（境野隆文君） 10番、境野でございます。

ただいま、鍋田町長より今年度、令和6年度の提案理由説明がございました。今年度の提案理由の説明のなかで、82億という総額の説明がございました。そういったなかにおきまして、前年度より19億円を上回るような予算編成になっております。これを踏まえまして、今後の嘉島町の行財政のなかで、いかに財政をやっていくかということ、2点ほど私から町長にお聞きしたいことがあります。鍋田町長が12月に就任されたときに、施政方針のなかで公約をされました。そういった公約のなかでの説明もそのときは行いませんでした。今回もこの提案理由を受けるお話をされる前に、町政報告がありましたが、町政報告の前にこの1年間、この嘉島町をどうやって舵取っていくのかという、そういうお話があってもよかったのかなと思いましたのでここで発言を許していただきましたが、議長、鍋田町長に対してこの1年間の、この82億の予算と、今後1年間どうやって舵取りをやっているのかというのを、お聞きできたらと思って今発言を許させていただきますが、町長いかがでしょうか。

- 議長（森田義雄君） 84億ですよ。
- 10番（境野隆文君） 84億。すみません。町長にお伺いしてもよろしいでしょうか。
- 議長（森田義雄君） 町長、その準備をされていますか。多分今、ここに出たことですので準備をされていないと思いますが、町長、準備をされていないのであれば、後日ということではいけないでしょうか。
- 10番（境野隆文君） 今、急に申し上げて申し訳ないんですけども、後日7日にでも、この閉会中にそういうお言葉があれば助かると思いますので。町長、よろしく願いいたします。動議を申し上げましてすみませんでした。
- 議長（森田義雄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。明日は議案調査のため休会にしたいと思います。先ほどご異議がないとのことでしたので、異議なしということで、よって明日6日は休会と決定しました。次回は明後日7日となっております。当日は定刻までに、本会議場にご参集ください。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

散会 午前11時16分

令和6年3月6日（水曜日）  
休会

令和6年第1回嘉島町議会定例会会議録（第2号）

・招集年月日

令和6年3月7日（木曜日）

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員（11名）

1番	春日公和	6番	森下文夫
2番	木下武	7番	満田和浩
3番	穴井智子	8番	増岡司一
4番	齊藤進	9番	川野伸隆
5番	園田義宣	10番	境野文
		11番	森田義雄

・欠席議員（0名）

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田平
教育長	青木政俊
総務課長	高田克明
税務課長	高富嶋信行
町民保険課長	吉本博志
福祉課長	松本和美
農政課長	永田智紀
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬
社会教育課長	河原和幸
会計管理者（兼会計室長）	増永貴士
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 石坂英一

## 議事日程第2号

### 日程第1 一般質問

### 日程第2 議案の質疑 討論 採決

- 1 議案第 1 号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて  
専議第10号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算(第8号)
- 2 議案第 2 号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて  
専議第1号 嘉島町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第 3 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 4 議案第 4 号 嘉島町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第 5 号 熊本都市計画事業芝原土地区画整理事業施行条例を廃止する条例の制定について
- 6 議案第 6 号 嘉島町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第 7 号 嘉島町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第 8 号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算(第9号)
- 9 議案第 9 号 令和5年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 10 議案第10号 令和5年度嘉島町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 11 議案第11号 令和5年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 12 議案第12号 令和5年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 13 議案第13号 令和5年度嘉島町下水道事業会計補正予算(第4号)

散 会

開会・開議 午前10時

.....

○議長（森田義雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、令和6年第1回嘉島町議会定例会3日目は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

.....

日程第1 一般質問

○議長（森田義雄君） 日程第1 一般質問となっております。

一般質問は、8名の議員から通告がっております。まず1番 春日 公和議員の質問を許します。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（森田義雄君） 春日議員。

○1番（春日公和君） 今回3件の質問について許可をいただきまして、大変ありがとうございます。それでは第1問目についてご質問をさせていただきます。各行政区からの要望事項についてでございます。年度当初、各行政区から町道維持補修要望事項を受け付けられていますが、施工状況はいかがか。また、要望事項には防災上必要な狭小道路の改修や危険な水路等の改修要望が提出されていると認識しております。規模の大きな工事になれば、緊急性や必要性の検討はもちろんのこと、町の財政状況も考慮しなければなりません。そのうえで要望箇所について施工の可否や問題点の確認など、地元行政区と協議の場を設けることや計画的な年次施工を行うことはできないのか。以上、ご質問いたします。

○建設課長（橋本浩史君） 議長。

○議長（森田義雄君） 橋本建設課長。

○建設課長（橋本浩史君） おはようございます。建設課長の橋本でございます。よろしく願いいたします。1番、春日議員の質問にお答えします。

建設課において毎年、年度のはじめに各行政区からの町道維持補修工事並びに里道舗装工事の要望を受け付けております。この町道維持補修とは、小規模の舗装や改修を行うことで、本来の機能を回復させる工事を指します。例えば損傷が激しく、狭小な町道、いわゆる生活道路の舗装補修や騒音を発する側溝蓋の交換などとなります。また、里道舗装とは利用形態や頻度は町道までではないものの、生活に密接した、従来より存在する道路を補修することを指します。毎年、様々な要望を受け付けておりますが、すべての行政区からの要望にお応えするには、予算的に困難な状況でございます。よって、各行政区において優先順位を判断していただき、申請を行っていただいております。申請後は担当課におきまして内容を精査し、各行政区間でなるべく不均衡が生じないように施工調整を行っております。その結果は区長へ報告し、以降は時期を見ながら工事に着手しております。令和5年度の結果を数字で表しますと、町道維持補修工事は要望総数27件に対し19件、約70%の施工実績となりました。なお、里道舗装工事の実績は0件でございました。続きまして、もう一方の比較的規模が大きい工事要望の件でございますが、これは道路改良や新設、水路改修がこれにあたります。こちらの工事要望に関しましては、もっとも身近に状況を把握されている地元行政区から、要望に至った経緯や、関係権利者の合意形成の状況など、具体的な内容を聞き取ることから始まります。その後、町において費用対効果、施工の確実性及び予算措置などを検討材料とし、事業化の可否を判断することとなります。そして地元説明会や用地買収などを経て工事に着手する流れとなります。このように、まずは地元と綿密な協議を行い、事業化への環境が整いましたら、事業計画を立てて工事を行ってまいりたいと思います。以上で答弁を終わります。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（森田義雄君） 春日議員。

○1番（春日公和君） 建設課長のご回答大変ありがとうございました。町道維持補修工事においては27件のうち70%の19件の施工実績との回答で、精力的に取り組みをいただきありがとうございます。残り8件についても内容を精査いただき、早急な対応をいただきますようお願いしたいと思います。また、規模の大きな工事については各行政区としても危険性を日常的に感じられているものと推察されます。地域の合意形成を図り、行政と綿密な協議を重ね、事業計画に向けて努力していきたいと思ひますし、行政の助言をお願いし、次の質問に移らせていただきたいと思います。

地域計画策定（農地）の件でございますが、都市計画との調整は、ということでご質問させていただきます。農地と都市計画との調整について、また、かしま広域農場内での構成員の規模拡大者の位置付けについて質問します。企業誘致を推進する視点から農業振興地域内の場合、誘致したくても農振除外が困難

なため、断念する場合もあるかと思いますが、地域計画に記載する農地については、農振除外手続きが更に困難になるのではないのでしょうか。企業誘致候補地を都市計画のなかで指定されておりますが、候補地内には農地も含まれているものと思います。地域計画策定において当該農地の取り扱いはどのようになるのか。また、かしま広域農場内での規模拡大希望者はどのような標記になるのかお尋ねいたします。

○農政課長（永田智紀君） 議長。

○議長（森田義雄君） 永田農政課長。

○農政課長（永田智紀君） おはようございます。農政課長の永田です。よろしくお願いたします。

1番、春日議員の質問にお答えいたします。現在策定中の地域計画とは、これまで地域の皆様のご努力により守り続けた農地を、次の世代に着実に引き継ぐため、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化などの実現に向け、地域の農業をどのように維持、発展させていくか、誰がどの農地を利用していくのかなど、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する非常に重要な計画となります。現在3月4日から3月14日までの期間におきまして、各地区ごとに集落説明会、協議の場を行っております。この地域計画の基本事項といたしましては、農業振興地域を中心に、将来にわたり守るべき農用地かどうかの区域を設定すること。また、その農用地を中心経営体となる担い手にどのように集約するのか、などがあります。ご質問にありました都市計画との調整につきましては、この地域計画は地域の農業の発展に向けた農業のマスタープランとなるものですから、都市計画との調整は謳えませんが、基本的に開発を進める農地としましては、未整備農地などの耕作不適合地を第一に考えております。また、地域計画に位置付けられた農用地を転用する場合には、スムーズに地域計画に位置付けられた農用地から除外できるような体制づくりを同時に構築していきたいと考えております。また、地域計画での担い手として位置付けているのは、認定農業者及び認定新規就農者となります。地域計画での標記につきましては、経営体ごとの標記となりますので、認定農業者であるかしま広域農場という標記になり、構成員ごとの標記はできません。しかし、かしま広域農場の経営希望面積の基礎資料には、構成員ごとの面積を記入する必要があると思いますので、かしま広域農場内の地図上に標記されたらと思います。また、個人として標記をされたい場合には、新たに認定農業者などになっていただきたいと考えております。この地域計画は嘉島町の目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する大切な計画となりますので、町民の皆様方とともに考え、策定できればと考えております。町民の皆様方のご理解、ご協力をお願いし、答弁とさせていただきます。以上で答弁を終わります。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（森田義雄君） 春日議員。

○1番（春日公和君） 詳しい回答大変ありがとうございます。地域計画は農業振興地域の農用地を中心経営体に集積されることですが、この計画面積が県の農地面積の総量確保目標値となることも推察されます。農振除外の厳格化が進められる中、農振除外をスムーズに行えるような体制づくりも同時に構築されることですので期待したいと思っております。ただ、県の同意を得ることが課題になりますので、県との十分な協議をお願いいたします。都市計画で企業誘致区域としてゾーニングされた農地についての計画書への特記事項なども、明記も考慮されるなど、事前手段も必要ではないかと私的には思っているところでございます。次に、かしま広域農場内での規模拡大予定者は、広域農場の経営面積内の地図上での標記になるとのことですので、広域農場との協議もよろしくお願し、構成員279名の方の意見を十分拝聴され、よりよい地域計画の策定に努力いただきますようお願いし、次の質問へ移らせていただきたいと思います。

企業誘致の今後の方針と地元の協力体制です。企業誘致については、進出先の地域との協力体制を整えて、誘致に取り組まれていたが、今後の方針はどのように進められるのか。上島北鶴、鯉太郎丸地区の地区計画による開発造成団地においては、10年以上に及ぶ協議と企業側の努力による造成完了や下仲間地区のフレッシュ青果、上仲間地区の物流会社の企業進出協定も前町長時代に開発が完了したもので6年ほどの歳月を要しました。農振地域除外、農地転用及び開発用件の整備など多岐にわたり、多くの労力を必要とします。企業誘致は税収増、定住促進、交流人口の増加など、町の発展にはなくてはならない事業と考えます。そのためには、地域一体となって進め、協力体制は重要となります。どのようにお考えおられるのか、お聞きします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） おはようございます。

1番、春日議員の質問にお答えします。企業立地において、諸手続きで時間を要することは議員のご指摘



のとおりです。特に本町は町全域が都市計画法に基づく熊本都市計画区域内にあり、その大半が開発を抑制される市街化調整区域に指定され、開発が厳しく規制されるとともに、開発する農地についてもその多くが農業振興地域の農用地区域に指定されており、農振除外、農地転用が大変厳しい状況にあります。企業誘致を円滑に進めるためには、県などの関係機関と協議のうえ、農村産業法や地域未来投資促進法に基づく事業計画を作成するなどにより、規制の特例措置を受けることができる制度を活用することや、企業誘致候補地の選定など準備を進めるとともに、町の組織においても関係各課の横断的な情報共有を行う体制を整えています。また、進出先の地域との協力体制構築は、大変重要であると考えており、地域の意向も考慮しながら企業誘致を推進してまいります。以上で答弁を終わります。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（森田義雄君） 春日議員。

○1番（春日公和君） 質問に対してご回答ありがとうございます。回答としては農業振興地の農用地除外については大変厳しい状況であること、農村産業法など他方の活用により進めること、企業誘致候補地の選定などの準備を進めること、関係各課の横断的な情報共有を行う体制、地域の協力体制と地域の意向を考慮することなど5つにわたりご回答をいただきましたが、この中で3点について質問します。

まず1点目でございます。先ほどの質問に関連がございますが、農振除外については農地の総量確保について県の目標面積の達成に支障を及ぼす恐れがある場合は同意できないことも明記される予定です。県の目標面積はすなわち先ほどの地域計画の県内の市町村面積になるのではないですか。地域計画との調整は必要ではないですか。地域計画には謳えないとのことでしたが。

2点目です。企業誘致候補地の選定の準備を進めるとのことですが、すでに企業誘致候補地のゾーニングは都市計画において行われておりますが、いかがですか。新たに作成されるのですか。

3点目です。地域の協力体制の重要性、地域の意向を考慮するとのことでした。私も議員として地元への調整役として最善の説明、協力を行い、町発展のために努めたいと思います。鍋田町長が議員時代に芝原区画整理事業区域内に有名飲食店の進出について、用途地域に適合した問題のない民間飲食店の民地への出店事業展開に、進出反対的な署名を行われ反対の意思を掲げられ、出店を断念されたと聞き及んでいるが事実か。事実であれば今後も町長として同じような意思を表示されるのか。

以上3点についてお尋ねします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） それではお答えします。

まず1点目ですけれども、明記される予定ということで、また予定ということで県と近隣自治体と動向を注視しながら決定したいと思っております。

2点目ですけれども、新たに作成する考えはございません。今後は企業誘致候補地のゾーニングについて、随時更新をしながら図っていきたいと考えております。

3点目ですけれども、ちょっと突然のことですのでちょっと考えさせていただきたいと思っております。あとでまた回答いたします。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（森田義雄君） 春日議員。

○1番（春日公和君） ご回答ありがとうございました。農振除外についての予定ということでございますけれども、この明記されるということは先だっの新聞報道でも、農業新聞でも記載されるということで表示がされておりましたので、その辺は十分ご確認をいただきまして対応をお願いしたいと思います。

ゾーニングについても現在されている部分を今後追加してゾーニングされるということで納得していきたいと思います。

3点目については町長が行動としてされた部分でございますので、あとで回答するというよりも私はただその事実確認をただけでありまして、この場で事実確認はできるのではないのでしょうか。

以上です。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 春日議員の質問にお答えします。さきほどの事業進出の関係でございますが、貴重な意見ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（森田義雄君） 同一の質問なら今で三回目ですので、今で終わりです。

○1番（春日公和君） はい。

○議長（森田義雄君） 続いて3番 穴井 智子議員の質問を許します。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（森田義雄君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） おはようございます。3番穴井です。今回3つ質問させていただきます。

1つは本町の就学援助費について。2点目は本町に防災士の発足をされるかどうかということ、3つ目。

○議長（森田義雄君） 1問ずつお願いします。

○3番（穴井智子君） はい。台湾との都市計画などはあるかということをお尋ねいたします。

まず一つ目でございます。本町の就学援助費についてですけれども、本町において物価高騰等も重なり、ひとり親家庭の家計を苦しめている事態はとても深刻でございます。3月、4月は入学や進級の就学準備が必要となり更に家計が圧迫されるなか、嘉島町の就学援助費の認定基準は、嘉島町就学援助の要綱を見ますと、他市町より基準が厳しいということを理解しております。熊本県の基準により児童扶養手当は一定所得を超える場合、一部停止や支給停止となるケースがあると認識しております。一方本町の就学援助費は教育委員会にて認定の適否を決定されて本人に通知するとあります。就学援助費においては早期の基準の見直しをお願いしたいと考えます。また、民生委員に意見を聞いて決定をするものとする第6条2項の要綱は、現況ひとり親家庭の忙しい状況や生活に困窮されているご家庭に配慮した場合において、その必要度もお尋ねしたいと思っております。

○学校教育課長（中富喬君） 議長。

○議長（森田義雄君） 中富学校教育課長。

○学校教育課長（中富喬君） おはようございます。学校教育課長中富です。よろしくお願ひいたします。

3番穴井議員のご質問にお答えします。就学援助制度の趣旨としては、経済的理由により就学が困難と認められる児童、または生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を町が援助する制度でございます。対象者は生活保護世帯を対象とした要保護者、それと要保護者に準ずる程度に困窮するもの、一般的に準要保護といわれる方を支給対象としております。

準要保護者の認定基準は各市町村教育委員会が定めた基準に基づき支給の認定を行っており、市町村によって認定基準のばらつきがございます。ご質問のとおり本町の基準は郡内の町と比較した場合、厳しい基準であると認識しております。財政当局や関係部署との協議を行いながら、基準の見直しを検討していきたいと考えております。2点目の民生委員の関わりについては、ご家庭の状況で不明な点がある場合、必要に応じて意見を伺うことがありますが、ほとんどの場合は所得の状況や世帯状況の申請内容で判定を行っております。このような実情や制度の趣旨を考慮して、要綱の改正を進めてまいります。以上で答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（森田義雄君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） ご回答ありがとうございます。準要保護者の認定基準は他市町と比較した場合、厳しいとの認識をお持ちだったと伺いました。要保護者や準要保護者と社会的に弱いお立場にあられます方はなかなか声をあげづらいことが多い社会です。これまで厳しいとの認識があられたなかでも見直しがされてなかった状況を考えますと、基準の検討ではなく見直しは早急に行っていただきたいと思っております。切にお願いします。また民生委員さんの関わりについてですけれども、民生委員さんにおいては日々お忙しいなか、重要なご苦勞をされていらっしゃると思います。それにこのようにご助言という如何で、認定が、不認定が決定されたりとかということになりますと、重大な責任を負うということで、民生委員さんのなり手不足というようなことにも拍車をかけることになりかねません。実例を申し上げたほうがわかりやすいかと思っておりますので、私自身この制度を過去に利用したことがあります。その際若いころに名前も存じ上げない民生委員さんに、記名、押印をいただくものでした。それに対して不信感を少し感じていたことを思い出します。昨今の実情や制度の趣旨を考慮して要綱の改正を進めますと言っていたいただきましたのでどうぞよろしくお願ひいたします。

では続きまして2点目です。本町に防災士会の発足のことをお尋ねしたいと思っております。元日に発生しました能登半島地震による被害は甚大であります。熊本地震を経験した本町であります、他人事となつてはいないでしょうか。自然が変わってしまった今、個人・組織・社会も変わらなければならないと言われて

おります。21世紀前半は地震、異常気象などの大災害時代になるとも言われておりまして、自分のこととして意識を持ち、知ること学ぶことをしなければ、知らないことは全てが想定外となってしまいます。これから生きる人々にとって災害はめったに起きないものではなく、容赦なく頻繁に発生するもの、そのたびに命を脅かすものであるという認識を持つべきであると、防災の研修などでも多く語られています。南海トラフ巨大地震の被害想定は死者32万人、全壊建物238万棟、経済被害は220兆とも言われております。震度7階級の地震が発生した際、熊本も多くの被害があることも想定できます。しかし毎日そのことにおびえ暮らすことは心身的にも問題があります。発災が直接関係する場所でなくとも我がこととしてとらえて、正しく防災・減災・備災のための意識を持つことが必要です。そこでお尋ねします。早期の避難訓練などは必須となっております。誰一人取り残さない防災を目指すために、地域における防災士会を発足させてはどうかお尋ねいたします。

○総務課長（高田克明君） 議長。

○議長（森田義雄君） 高田総務課長。

○総務課長（高田克明君） おはようございます。総務課長の高田です。よろしく申し上げます。

3番穴井議員のご質問にお答えします。本町は能登半島地震への支援として、被害が甚大な石川県輪島市に人的支援を行っております。1月末から町職員を随時派遣しており、今後も積極的に支援をしていきます。近年は自然災害の頻発化や激甚化により、いつでもどこでも起こりうる災害に対処するためには、自分の命は自分で守る自助と、地域の助け合いによる共助、及び行政の支援機能による公助の連携が大事であると思います。また、地域防災の要と考えます。この共助におきましては、嘉島町では各行政区に自主防災組織があり、毎年組織ごとに組織の体制の確認や、情報伝達訓練等を実施されております。町としましても各自主防災組織の防災訓練等に対し、県へ自主防災組織活動支援員や防災士の派遣依頼の取り組みを行っておりますので、町独自の防災士会の発足は今のところ考えておりませんが、必要に応じて検討していきたいと思っております。これからは防災士の重要性が高まるので、本年度から防災士の資格取得試験料等を受講者に対して補助を行っております。町としても防災士資格取得を推奨していきたいと思っております。今後におきましても、熊本地震の教訓を生かし、自主防災組織をはじめ各関係機関との連携強化を図り、安全、安心なまちづくりに取り組んでまいります。以上で答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（森田義雄君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） 公人となった私は責任も強く感じているところでありまして、令和5年9月の定例議会の質問の中で防災についての質問もさせていただきました。その際も職員の意識を高めるために、今後は多くの職員が参加できるような研修や訓練の実施を検討してまいります。また、今おっしゃったように毎年4月の区長会議の中でも、自主防災組織の説明も行っているとの回答でした。昨年は私の住む地区では防災研修が実施されました。区長がいろいろ調整をされて、区費の中から研修費を捻出するといったことで実現しました。一方ではその意識は決して統一されたものではなく、各地区で温度差も感じることに不安はぬぐえません。今本町で防災士の資格を持ち、深く学んでいらっしゃる方々も多数おられると聞いております。防災士の士気も高まっております。近隣の町に倣って早期の避難訓練などは必須となっております。会議だけではなく、その必要性を訴えていきたいと、防災士としては訴えていきたいと思っております。誰一人取り残さないという防災を目指すために、地域で任意の防災士の発足をご検討いただきたいと思っております。あと、担当部署が後方支援といったかたちでの防災士会は、お互いに毎年学びあっていくことが重要でありまして、また防災士会の発足だけで安心することなく、生死の明暗を分けるといっても過言でない、地区ごとのできるのところから地区ごとの避難訓練の重要性も訴えていきたいと、先ほども言いましたようにそういうことが必須となっております。防災士は避難所運営などで注意することなども学習しております。町が主導になること、町民に任せていいことの住み分けも日ごろから考えていくことが大事だと思っております。早急なご対応もよろしく申し上げます。

次の質問に移ります。台湾との都市交流計画などはあるかということをお尋ねいたします。熊本県においてはTSMC関連企業の誘致が進み、近隣市町の経済効果はご周知のことと思いますが、本町としての台湾との都市交流、本町産物の販売戦略など企画やお考えがあるのか。または実施していることがあればお答えいただきたいと思っております。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 3番穴井議員の質問にお答えします。TSMCの県内進出に伴い、台湾への関心は高ま

っていることと思います。2月末、台湾のNPO法人大享食育協会が現地視察と献立交換プロジェクト参加促進等のため、町の給食センター、嘉島東小学校及び教育委員会事務局を訪問されました。献立交換プロジェクトは台湾の学校給食を日本の学校で、日本の学校給食を台湾の学校で提供し、児童生徒はオンラインで交流するというものです。児童生徒にとっても、よい取り組みであると思われ、教育委員会において企画内容を精査し、学校等と調整のうえ、検討が進められているところです。また現在、台湾都市との交流や本町製品の販売戦略については、動いているものはございませんが、本町にTSMCの関連など台湾の企業が進出するとなった場合は、進出が交流のきっかけになるのではないかと思います。都市交流については、交流先とお互いに目的や期待する効果を共通理解のうえ、実現に向けて交流を継続していくことが重要となります。そのためには双方にとって必要な交流目的があり、費用対効果が見込まれるのであれば都市交流の機運が高まるのではないかと考えています。また、製品の販売戦略につきましては、県や周辺自治体の事例を注視しながら社会情勢に合わせた対応を検討してまいります。以上で答弁を終わります。

○3番（穴井智子君） 議長。

○議長（森田義雄君） 穴井議員。

○3番（穴井智子君） ご回答ありがとうございます。NPO法人の献立交換プロジェクトということが、タイムリーなお話が伺えましてよかったと思います。製品の販売戦略について、社会状況に合わせた対応をしていきますとのご回答をいただきました。TSMC誘致で盛り上がる他市町を横目に見る本町ですけれども、この経済効果に乗らない理由はないのではないかと私個人は考えます。何も第3工場、第4工場となるものを誘致することを望むことだけでなく、むしろ財源を使わずに台湾の人々に本町に興味をもってもらい、ファンディングをしたいところです。台湾の方の訪日ニーズは温泉が好きだとか、テーマパークめぐりが好きだとか、そういった多岐にわたるということでそういう傾向だそうです。ただそんななかにあっても間違いなく重要なのは言語対応ではないかと思います。言語対応はもはや必須事項です。ちょっと質問とは少しずれるかもしれませんが、本町のPRとしてホームページに台湾の方々用に対応されているかをチェックさせていただきました。結果探し出すことができませんでした。早めに対応もお願いしたいと思います。もちろん嘉島町、今現在在住の外国人の方々への配慮は言うまでもありません。また台湾の方々へは繁体字の表記があるとより高い評価につながると思われそうです。台湾では旅行情報の収集にSNSが多用されていますので、それを見越して繁体字でのSNS運営なども導入しての発信や、インバウンド客を想定したホームページの作成、SNSの繁体字対応など基本的な受け皿を整えたいと、YouTubeなどを駆使して台湾の方々向けの情報発信などを行なっていくと非常に効果が高いと思います。台湾も例にもれずネット社会ですので、ネット上の発信などまさに職員にも得意とされる方がいらっしやるのではないかと思います。あらゆる手法を駆使してより広く本町の魅力を発信し、認知させていくことができれば台湾の方の来訪、町を訪れる方の拡大に結びつけることができまして、また台湾への本町の製品などの人気も上昇するなど、ホームページ改修もご検討ください。今後わくわくするような内容に期待したいと思っております。質問を終わります。

○議長（森田義雄君） 以上で、穴井議員の質問を終わります。続いて、4番 齊藤 進議員の質問を許します。

○4番（齊藤進君） 議長。

○議長（森田義雄君） 齊藤議員。

○4番（齊藤進君） おはようございます。4番齊藤です。町内の道路の標示の維持管理について質問します。

企業進出や、人口増加に伴い交通量も増加しておりますが、道路標示の横断歩道や止まれなどが消えかかっており、これらは県公安委員会が管理していますが、安心、安全なまちづくりを考えると事故が起こってからでは遅いので、町としてどのような対応を考えていらっしゃるのか質問します。

○総務課長（高田克明君） 議長。

○議長（森田義雄君） 高田総務課長。

○総務課長（高田克明君） 4番、齊藤議員のご質問にお答えします。道路標示につきましては、横断歩道や一時停止の停止線、止まれ等の交通規制に関するものは、都道府県公安委員会が管理しており、町内の標示が消えかかっている場所については、当町から公安委員会に補修の要望をしております。しかしながら、公安委員会は県内すべての規制に係る道路標示を管理していることから、補修に時間を要しているのが現状であります。当町は、規制によらない指導線や横断指導線などの区画線については、随時点検し、必要な個所には補修や新設を行っております。規制に係る道路標示についても、早急に補修しなければ交

通安全上、支障をきたす場所については、御船警察署と協議のうえ、当町が横断歩道等の道路標示を補修しております。今月も通学路で標示が消えかかっている横断歩道の補修工事を当町で発注をしております。今後も道路状況などを随時点検、確認して御船警察署と協議しながら道路標示の補修を行い、町内の交通安全に努めてまいります。以上で答弁を終わります。

○4番（齊藤進君） 議長。

○議長（森田義雄君） 齊藤議員。

○4番（齊藤進君） 回答ありがとうございました。安心、安全のまちづくりはここにいらっしゃる町長、町議の多くの皆さんが公約にあげていらっしゃると思います。道路標示をよくすることで、事故が少なくなると考えていますので、御船警察署と連携して今後も早め早めの対応をと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（森田義雄君） 以上で齊藤議員の質問を終わります。続いて5番 園田 義宣議員の質問を許します。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（森田義雄君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） おはようございます。5番、園田です。

ゆうすいの杜の居住環境の整備計画につきまして、3点お尋ねします。まず第一期分譲計画の配置図によりますと、21街区に公園が計画されていますが、未だ整備されていません。都市計画法では開発区域の面積に応じた、緑地または広場を設けることになっています。入居されている方々から、子供たちが安全に遊べる公園を早く整備してほしい、また分譲計画に公園が配置されているのになぜ作らないのですかという厳しい意見もございます。子供たちが遊べる場所がないので道路でボール蹴りをして危ないという指摘も受けました。公園整備計画についてお尋ねします。次に、21街区の公園予定地前の道路北側に大きな窪地があります。少し離れた場所に街灯は、2基ほどありますが、暗がりのなかで転落事故の危険性があります。ゆうすいの杜の開発途上とはいえ安全対策としてガードレール等の転落防止柵を設ける必要があると思いますが、安全対策についてどのようにお考えでしょうか。最後に防犯カメラの設置についてお尋ねいたします。令和元年度に子供たちの通学路や幹線道路沿いに48か所設置されておりますが、ゆうすいの杜はサントリービール工場に向かう町道から容易に侵入ができ、また昼間不在世帯が多く存在しております。防犯面での安心・安全の取り組み強化としての防犯カメラの増設についてお尋ねいたします。

○都市計画課長（藤本賢二君） 議長。

○議長（森田義雄君） 藤本都市計画課長。

○都市計画課長（藤本賢二君） おはようございます。都市計画課長の藤本です。よろしく願いいたします。

5番、園田議員のご質問にお答えをいたします。まず、ゆうすいの杜における公園整備計画についてご説明をいたします。ゆうすいの杜につきましては、土地区画整理法に基づく許認可を受けて事業を進めていることはご存じのことであるかと思いますが、この事業における計画人口一人当たりにつき、3平方メートル以上、かつ施工地区の面積3%以上を公園として確保することが、この土地区画整理法施行規則の中で規定をされております。これに沿って事業全体の面積70ヘクタールのうち約3ヘクタールを公園として計画をしております。そのようなことを踏まえまして、ご質問のなかのこの21街区の公園になりますが、位置づけといたしましては事業区域をつなぐ緑のネットワークとして、井寺集落から北甘木集落をつなぐ遊歩道の一部としてポケットパークの役割を持った公園を計画しているところでございます。現在は整備が進んでいない状況ではありますが、事業の進捗に合わせて整備を行う予定であります。続きまして、21街区のこの窪地の対策になりますが、この窪地箇所については、1工区と6工区、このちょうど境界にあたるようになります。園田議員のご指摘のとおり、現地の状況から何らかの対策が必要であると思っております。この窪地解消につきましては、再度現地の確認を行い、次期工事などと併せながら道路側の一部区域の埋め立てと、管理区域の明示として立ち入り防止等の対策を、検討実施をしていきます。このあと防犯カメラの設置については担当課と入れ替わっての答弁となりますので、以上で都市計画課からの答弁を終わります。

○総務課長（高田克明君） 議長。

○議長（森田義雄君） 高田総務課長。

○総務課長（高田克明君） 5番、園田議員の質問のゆうすいの杜内の防犯カメラ設置につきましては総務課からお答えをいたします。嘉島町では、安全で安心なまちづくりを目指して、令和元年度に防犯カメラ

を48台設置し、令和2年度から運用開始をしております。参考までに、上益城郡内の防犯カメラ設置状況につきましては、50台設置の益城町に次ぐ設置台数となっております。人口や面積の割合から見ましても本町は多く設置している状況でございます。ご質問のゆうすいの杜付近の防犯カメラの設置状況は、サントリー工場に向かう町道に2台、ゆうすいの杜北側の町道に2台設置しております。ゆうすいの杜を囲むように4台の防犯カメラが設置されている状況でございます。このような状況でありますので、現時点では防犯カメラの増設は考えておりません。しかしながら、ゆうすいの杜は今後も人口が増加する予定でありますので、ゆうすいの杜も街並みがある程度整備された時点で御船警察署の助言をいただき、防犯カメラの必要性や設置場所等の検討をまいります。以上で答弁を終わります。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（森田義雄君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） 公園につきましては事業進捗に合わせて整備を行うという回答でしたが、公園用地は現に確保できておりますので早急な対応をお願いしたいと思います。また、15街区には町有地としての保有地がございます。用途目的は違うと思いますが、緑地として整備すれば憩いの場としても活用できると思いますので、ご検討をお願いしたいと思います。道路際の窪地につきましてはガリー浸食で模擬土が削られたと思うんですが、道路自体の保全対策も必要となりますが、住民の安全対策を優先して行ってほしいと思います。防犯カメラにつきましては、ゆうすいの杜の開発が進めば、通学児童数も増加しますし、ゆうすいの杜のなかの道路もおそらく一般道路並みになることが考えられますので、状況に応じた対策を講じてください。以上で私の質問を終わります。

○議長（森田義雄君） 以上で園田議員の質問を終わります。続いて7番 満田 和浩議員の質問を許します。

○7番（満田和浩君） 議長。

○議長（森田義雄君） 満田議員。

○7番（満田和浩君） おはようございます。7番満田より一般質問を行います。

まず1点目に企業誘致の現状と今後の展望はということで、本町においては、東部地区にビール工場、南工業団地、西部地区には大型商業施設、企業団地リバゾンなど地域のバランスを考慮された環境のなかで企業進出が推進されており、平成19年度400社の企業数が令和4年度には570社までに、16年間で170社増となっております。地域の雇用創出や法人町民税、固定資産税に大きな歳入としての貢献がなされております。更なる財源の安定化を踏まえ、地域の発展の手段としての企業誘致をどのようにお考えかお尋ねします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 7番、満田議員の質問にお答えします。企業誘致の現状につきましては、昨年12月以降3件の立地協定を締結するなど、これまでの取り組みの成果として着実に表れているところです。今後の企業誘致につきましては、全国的な少子高齢化、人口減少社会の到来など、課題となるなか、地域経済の活性化や安定した雇用創出による定住化につながるものであり、今後における地域づくりにおいては重要であると考えます。一方、県内においても半導体関連企業を中心に立地が増加しており、地下水の減少、汚染や農地の不足などが懸念されております。水の郷といわれる本町に、特に地下水に関しましては、将来に残すべき大切な資源でありますので、自然環境の保全や農業、商業、工業のバランス、社会情勢の変化などを考慮しながら、適宜適切に検討をまいります。以上で答弁を終わります。

○7番（満田和浩君） 議長。

○議長（森田義雄君） 満田議員。

○7番（満田和浩君） 企業誘致は地域づくりにおいて重要である反面、自然環境、水保全を考慮した検討を行いながらの答弁と理解しましたが、熊本県も地下水を利用する事業者に摂取量の1割を保全して、保全を策定しており、企業側も保全推進、排水再利用などの節水に努めている事例もあり、熊本市を含めた周辺11市町村の地下水の排出量は年間1億6,200m<sup>3</sup>ほどとなり、用途は水道水が65%でもっとも多く、工業用は14%、農業用が10%、その他が約10%ほどとなり、半導体企業の進出は今後も続く可能性があることから、県はこの秋にも採取量と見合う量に改定する方針のようであります。本町においては水圧減少、排水を含め環境問題のトラブルはなく、地域貢献を意識された事業所、企業がたくさんあります。まずは優良企業誘致を推進するにあたり、我々も情報共有には努力しますが、町長がトップセールスを行っていただいて、既存の進出企業に対しても、地域貢献の提案や地域活性化全般に尽力を注いでいただき

たいとお願いしまして、次の質問にまいります。

2番目の質問ですけれども、関連性はありますけれども、都市計画のマスタープランの策定はということで、質問の要旨としまして、TSMCの熊本進出は該当自治体及び周辺地域にとって、インフラの整備、雇用創出、他産業界への相乗効果等で多岐にわたり九州のシリコンアイランドとしての期待も高まり、ここ10年間で20兆円の経済効果を及ぼすとも言われております。本町においては、この影響に値する関連情報は薄く、静観状態ではありますが、今後において熊本県及び熊本中核連携都市圏の連携による開発が生じた際、マスタープランを基本としたまちづくりが最優先と考えます。農地保全を含めた有効土地活用による市街化推進を願いますが、現状を踏まえた計画をどのようにされているかお尋ねします。

○都市計画課長（藤本賢二君） 議長。

○議長（森田義雄君） 藤本都市計画課長。

○都市計画課長（藤本賢二君） 7番、満田議員のご質問にお答えをいたします。まず、都市計画におけますまちづくりの現状についてお答えをいたします。本町では昭和63年にまちづくり基本構想が制定をされまして、それと併せまして、現在の総合計画において、まちづくりの基本理念、また将来像を定め、まちづくりを実現するためのまちづくり中長期的な方針をお示しし、各種施策に取り組みでまいりました。この総合計画に基づいた市街地整備といたしましては、近年では東部台地土地地区画整理事業ゆうすいの杜を実施し、公共施設の整備や土地の利用増進を図っております。引き続き良好な市街地形成のために、今後も土地地区画整理事業を推進してまいります。また市街化調整区域内におきましては、地域の活性化と適切な土地利用の誘導を目的といたしました地区計画制度。この地区計画制度によりまして、企業誘致等に取り組みでまいりました。今後も市街化調整区域内におきましては、地区計画制度を活用して関係課、各関係機関との連携も図りながら計画的に立地誘導し、雇用の創出や産業の振興など、地域の活性化を図っていきたくと考えております。

続きまして、ご質問にあります都市計画マスタープランにつきましては市町村の都市計画に関する基本的な方針として、創意工夫のもと住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを示す計画になりますが、現在本町では計画を策定しておりません。先ほど申し上げましたとおり、嘉島町におけるまちづくりにつきましては、総合計画を軸といたしまして実施をしてきたところでございますが、今後、来年度以降になりますが、各部署におけます各種計画との整合性を図りながら嘉島町におけるマスタープランの策定について検討をしていきます。以上で答弁を終わります。

○7番（満田和浩君） 議長。

○議長（森田義雄君） 満田議員。

○7番（満田和浩君） 今後策定に向け取り組む前向きな答弁をいただき心強く感じました。熊本県内でわずかの自治体がマスタープランの策定がなく、その1つが嘉島町ということで、残念なことではありますけれども、仕事の怠慢があったのかもしれませんが、一番懸念していますのは熊本都市圏において、本町が地域の地味的な強みがありながら熊本市及び今日覚ましく発展が期待される地域に囲まれて空洞化する恐れもあるという心配があります。第六次の総合計画が満ちる半ばでありますけれども、マスタープランに骨太の更なる未来の嘉島町を描いて、国や県に対して本町の本気度に対してお墨付きをいただきたいものです。そしてここでも町長にお願いですけれども、就任早々遠慮されていらっしゃるかと思っておりますけれども、示唆しますけれども、この完成後は嘉島町のために長になっても各関係各所に届けていただき、リーダーシップを発揮していただければと。次の質問にまいります。最後の質問になります。

総合型地域スポーツクラブの支援はということで、一昨年より来年2025年まで3年間を部活動の地域移行に伴う改革推進期間として段階的に取り組み、可能な限り早期実現を目指す方向ですけれども、現在は各自自治体で地域や指導者の受け皿、子供たちの安全確保、保護者の経済的負担など課題も多いところです。総合型スポーツクラブが町と連携して担い手になり、組織力を高めることが理想的な方策だと考えますけれども、現在は人材不足や予算確保で活動が制約されていると危惧しております。法人化を含め一層の連携を図り、町民の健康づくりに対する理解を求めますが組織強化はどのようにお考えかお尋ねします。

○社会教育課長（河原和幸君） 議長。

○議長（森田義雄君） 河原社会教育課長。

○社会教育課長（河原和幸君） おはようございます。社会教育課長の河原です。よろしく申し上げます。

7番、満田議員の質問にお答えいたします。本町にも総合型地域スポーツクラブとして、平成28年に設立しました嘉島町総合型地域クラブ、愛称嘉島湧く湧く元気クラブがございますが、設立当初から運営費補助やふれあいウォーキングなどの事業への協力など、町として支援を行なってまいりました。総合型地域

スポーツクラブは、スポーツ人口のすそ野を広げ、生涯学習を推進するためには重要な役割を果たすものと考えられ、文部科学省が令和5年度から令和7年度までを改革推進期間として位置づける中学校部活動地域移行の受け皿の1つの選択肢としても考えられます。しかしながら、クラブ運営を巡っては会員の確保、財源の確保、指導者の確保などの課題があるようです。地域に根差したイベントなど町民のために積極的に活動されている嘉島湧く湧く元気クラブにおいても、各種スポーツ教室では他のクラブ同様に課題があると考えますが、同クラブは町のスポーツ振興を進めるうえで必要不可欠な組織であることから、課題解消が図られ、継続して安定的なクラブ運営が行われるよう支援に努めてまいりたいと考えております。また、将来的にはクラブが自主運営できるための基盤整備や法人化を見据えた組織体制づくりなども念頭に置き、クラブと連携を図りながら子供から高齢者まで楽しめる、地域に暮らす人々が主役の組織となりまして、クラブが掲げる「スポーツが『まち』の力になる」実現のため、また、クラブの更なる環境整備が図られるよう、引き続き財政支援や事業への協力などクラブの組織強化につながるような支援に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○7番（満田和浩君） 議長。

○議長（森田義雄君） 満田議員。

○7番（満田和浩君） 総合型スポーツクラブはいかに地域に根差した組織なのかが永遠のテーマといえます。国内においては30年ほど前からドイツをモデルとして取り組みを行い、地域環境や現状に配慮した組織づくりを行政が主体となり試行錯誤しておりますが、熊本市を例に挙げると小学生は地域のスポーツ少年団、中学生は現状のままで部活動を継続していく方針のようです。本当の現状を踏まえますと、運営財源と人材確保が課題であるということは明らかとされますが、携わる方々が単なるボランティアではなく、やりがいや金銭的な手当等の予算もしっかり計上して民間団体との連携強化を図ることが大きな進展に繋がると考えます。

最後にちょっと苦言になり申し訳ございませんけれども、先日関連したスポーツ庁からの補助金の説明がWeb上でありまして、担当課にコンセンサスを取りましたが部署での意思疎通がされておらず、ちょっと私が個人的に気分を害した件がありました。補助金は国が地域発展のためにお金を有効に使ってくださーいというようなお金です。昨年も同様の案件をちょっと提案したんですけれども、ちょっと期限が間に合わず、年度末ということで却下された件もありました。最終的には町長判断で決断される部分があると思うんですけれども、ボトムアップによる手法はやはり今求められると思いますので、職員各位においては年度末の折、いろいろ忙しいと思いますけれども、異動とか日常業務以上に仕事が山積することがあると思います。申し訳ないと思いますけれども、意識改革、自己研鑽に対する資質向上を強くお願いしたいと思います。まずはスポーツ団体や学識経験者を通じて、専心主体の研修や嘉島町の現状を、環境整備を目指していただいて引き続き対応のほうをよろしく願いまして、本町のスポーツ振興、町民の健康増進に理解のほどをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（森田義雄君） 以上で、満田議員の質問を終わります。続いて、8番 増岡 司議員の質問を許します。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） はい。おはようございます。8番、増岡でございます。議長には質問の許可をいただき、ありがとうございます。

まず、昨年12月の鍋田町長の所信表明を受けての質問でございます。昨年12月5日の第4回嘉島町議会定例会における鍋田町長の所信表明演説では、私は嘉島町議会議員約12年の経験をもとにこれから4年間の嘉島町のまちづくりに対する熱い思いを力強く、しかも格調高く語っていただけると期待をいたしました。しかしこの演説を聴かれた町民の方々の受け止め方はお一人おひとりさまざまであったろうと思います。私自身の感じましたことを率直に申し上げますと、演説は大雑把で心には響かず、公約の内容は見えませんでした。所信表明という言葉の意義からしますと、その域にはなかったような気がいたしました。鍋田町長には嘉島町の首長として町政を担う責任と覚悟、そして信念、更にはまちづくりへの道筋をしっかりと示してほしいものでした。これからの嘉島町の行政、そして財政運営は、鍋田町長の手腕にかかっております。鍋田町長の所信を受けまして、行政運営の根幹にかかわる次の点についてお尋ねをいたします。

嘉島町を運営すること、つまり嘉島町の行政、財政を運営するということについてどのように考えられ



ているのか、そしてどう取り組もうとされているのかお答えをお願いいたします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） はい。8番、増岡議員のご質問にお答えします。私の所信表明について、ご意見ありがとうございました。私は開かれた透明性のある行政を行政運用の根幹に挙げ、新たな視点で向き合い、町民の皆様に寄り添い、町民の皆様の声をしっかり聴き、行政に反映させる体制を整えていきます。今回は町民を代表する議員の皆様からたくさんのご意見をいただいております。議員の皆様のお考えを伺いながら、行政に反映してまいります。また、住んでよかったといえるまちづくりを基本理念に据えた第6次嘉島町総合計画を継承し、その実現に向け各種施策を推進してまいります。そのなかで、令和4年に人口が1万人を突破するなどし、人口増加による住民ニーズの多様化や権限譲渡による業務量の増加など行政の負担は増えています。今後は官民連携やAI、ICTの活用により負担軽減を図り、組織を簡素化していく必要があると思います。財政面でも、生活インフラの整備、人口増加に伴う扶助費、嘉島東小学校増築工事など多額の支出が必要になっています。また、平成28年熊本地震からの復旧・復興や給食センターなど近年の公共施設の建設により、起こした地方債の元利償還金などの歳出が増加傾向にあり、それを補うため町税、ふるさと納税など自主財源を確保していくなど、財政運営についても今後検討してまいります。このような状況において、健全な行財政運営を維持していくためには、各種事業の執行も限られてくると思いますが、ご理解、ご協力をよろしくをお願いいたします。以上で答弁を終わります。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） はい。嘉島町を運営すること、行財政の運営につきましては、私は次のように認識しております。行財政を運営するとは嘉島町の目指すべき方向を明らかにして、重要事項についての意志決定を行うための経営層、あるいはその仕組みだと考えます。詳しく申し上げますと、現在の厳しい財政状況のなかで限られた資源と財源を活用して、嘉島町の総合計画の実現を図るために中長期的な視点に立った財政計画のもと、その成果や効果などを重視した財源の配分を行うことと私は考えております。鍋田町長、広報かしま1月号でございますが、森田議長の新年のあいさつ、ご覧になりましたでしょうか。森田議長は新年のあいさつでこうっておられます。「厳しい財政状況のなかで限られた財源を効率的に配分して町民の皆様の要望に反映させる。私たち議会もその役割を十分果たしていきたいと考える」とこのように町民の要望に優先順位を斟酌し、全体的な住民福祉を考え、財源の配分を行うことが最も肝要ではないでしょうか。私たち議員はこのような姿勢で議会としての判断をすべきと考えます。前任の荒木町長はよくっておられました。「自分たちの町は自分たちでやっぴいかなとな」と。この何でもない言葉のようですが、自分たちの町は自分たちで治める。対外的にも対内的にも、まさにこれが地方自治の原点であり、いわゆる地方自治法第1条に示された地方自治の本旨ではないでしょうか。

次に、令和6年度嘉島町一般会計当初予算の提案を受けまして、質問を行います。ただいま鍋田町長に行政運営にどう取り組んでいくのかについて質問をいたしました。今回通告をいたしました質問に入ります前に、この行政運営に直接かかわることを申し述べます。このことは一昨日、本会議初日の日程第4 提案理由の説明のあとで境野議員から質疑があったことと重複いたしますが、私も提案理由説明の前段で当然に示されるものと考えておりました令和6年度の施政方針、つまりまちづくりの方針が示されませんでした。いわゆる毎年3月の予算議会における提出案件の説明に先立って行われる町長の施政方針説明、このことでございます。各行政分野の目前の課題とその解決に向けての方針を示すことなく、いきなり提案理由の説明とは無謀ではなかったかと感じました。ご承知のとおり施政方針とは鍋田町長当選にあたり、任期4年間の所信を実現するための各年度のまちづくりの方針のことでございます。特に今年度は鍋田町長就任後初めての令和6年度に向けての当初予算審議でございます。町民の付託に応えるためには、なおさら各行政分野の当面する課題への対応などしっかり踏み込んで首長の考え方、方針、あるいは方策を町民に示すべきではないでしょうか。例えば小中学校の増改築がなぜ必要なのか、西小学校中学校にエレベーターの設置をなぜ今やるのか、避けては通れない今すぐに対応しなければならない課題であることなどを施政方針のなかでその現状を訴えられて、だから予算化したという説明がなければなりません。逆に言いますと、私たち議会議員は鍋田町長がこの1年間をどのような方針で嘉島町を運営していくのか、それを知り、提案された議案の可、あるいは否をそれぞれ判断していかねばならない立場にあります。施政方針が示されないということはひと言で言いますと、嘉島町が抱える各分野の行政課題への対応意識が薄かったんではないかということでございます。行政課題への対応方針、つまりまちづくりの方針を受けて、次に

当初予算をはじめとする各議案の具体的な提案理由の説明という手順が通りではないでしょうか。私は日程第4 提案理由説明の最中によほどこのことを申し上げようかと考えましたが、町長の提案理由説明の進行中のことであり、日程に沿って進められておる議長の議事進行に混乱をきたしますので、これはとどまりました。鍋田町長、いかがでございましょうか。このことについてどうお考えでしょうか。お答えを願います。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 8番、増岡議員の詳しいご説明ありがとうございました。施政方針ですけれども、議員になりました約20年前から前町長もされていなかったものですから、そのときに指摘してもらえば私も勉強になったかと思えます。今後は注意してまいります。今後はしてまいりますのでご指導よろしくお願ひしたいと思います。増岡議員の令和6年度の予算編成はどのような方針で編成されたのか新たな主要事業として予算化されたことは何かということにお答え。

○8番（増岡司君） 私ちょっと発言させてもらえますか。

○町長（鍋田平君） はい。

○8番（増岡司君） すみません。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。はい。

○8番（増岡司君） お願いします。施政方針は私はずいぶん必要であり、町民に対して伝えなければならない欠かすことのできないことだと考えます。参考に申し上げますと、前任の荒木町長は記憶が定かではありませんが、昭和62年の当初初当選から平成16年までの約20年間、年度当初の第1回 3月定例会には必ず施政方針を示されておりました。それはその年ごとの嘉島町を取り巻く行政環境の変化に対応するものでございます。内容は例えば財政問題、教育問題、農業問題、地域福祉都市計画というように各行政分野にわたり、町長自らの考えを町民にしっかりと伝えておられました。提案理由だけではその年度のまちづくりの方針は伝わらないという理由からでございます。提案理由の説明と合わせまして、ただいまの施政方針を配付され、ご自身の考えをしっかりと訴えておられました。このように丁寧な行政運営をされておりました。もう一度言いますが、この施政方針は毎年20ページをくだらないものでございました。それからこの施政方針のことにつきましては、断っておきますけれども、総務課長はじめ現在の幹部職員は当時のことは知らないのが当然でございます。よって本部職員側はこのことについて責めを負うといえますか、そういうことはございません。このことは鍋田町長自らが行政を運営するということを深く認識していただき、掘り下げ、自分は何をするべきかということの、自らの方針を伝えるべきと私は考えることでございます。嘉島町の全町民の期待に応えるためにも嘉島町を預かる首長としての重みをしっかりと認識すべきではないでしょうか。今後町民のためにどのようにされるのかは鍋田町長、ご判断ください。

それでは令和6年度予算編成について鍋田町長にお尋ねします。今回お尋ねしたいことは、1つ目が令和6年度の予算はどのような方針で編成されたのか。

2つ目が新たな主要事業として予算化された事業は何でしょうか。

3つ目は、行財政改革を実施する考えはありませんか。この3つでございます。

まず、この1つ目、2つ目についてお答え願います。令和4年度の予算編成の方針、そして新たな主要事業は何でしょうかということを、この2つについてお尋ねをいたします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 8番、増岡議員のご質問にお答えします。貴重な意見ありがとうございました。私も施政演説を調べまして、確かに16年から17年まではあっていたようでございます。今後は私としても勉強してまいりますので、ご指導よろしくお願ひします。

それでは、増岡議員からのご質問についてお答えいたします。本町の財政状況ですが、歳入は人口の増加や企業の進出により、町税は増加傾向であるものの、新型コロナウイルス感染の影響により伸び率は鈍化しており、地方交付税、国県支出金、町債などに依存する状況です。一方、歳出面では、公共施設の建設や維持管理、区画整備事業など、活力あるまちづくりに必要な経費のほかに、人口増加に伴う扶助料も増加しており、公債費も増加傾向にあります。令和6年度当初予算は、町財政の極めて厳しい状況を鑑み、総合計画に掲げられた重要政策を着実に推進するため、各種施策の優先順位を厳しく、峻別により重点化を進め、事務事業の見直しや再構築はもとより、歳出全般にわたりさらにスリム化、効率化を聖域なく進めるとの方針をもとに編成しました。本町の当初予算は増加傾向にあり、令和になってからは60億円を超

える規模になっています。給食センター新築事業に着手した令和3年度は74億円を超える規模でした。令和6年度はそれを上回る84億4千万円としております。これは、主な主要事業である、東小学校校舎増築に15億円、中学校エレベーター棟増築工事等学校管理事業に1億9千万円、西小学校エレベーター棟増築事業に7千万円を計上したことに起因しております。加えて、令和7年度以降に中学校校舎増築事業としては、12億円程度を見込んでおりますので、より一層厳しい財政運営を強いられることとなりますので、今後も議員の皆様のご理解とご協力をお願いして、以上答弁といたします。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） 予算編成にあたられますとは、当然に重要かつ、必要度の割合を斟酌されて、おおよそその町民が納得し得るような優先順位をもって編成されたものと思っております。令和6年度の嘉島町一般会計当初予算を大きな括りで見えますと、予算総額84億4,200万円、そのうちの人件費が8億1,500万円。次に扶助費、社会保障費でございますが、15億6,400万円。そして公債費、つまり借金返済額が年間で7億1,700万円。このように支出の部門で決して削ることができない義務的な経費は総額30億9,600万円となり、予算全体の36.6%を占めます。令和6年度は、新規に東小学校の増築工事、西小学校、中学校のエレベーター増築工事がありますので、この建設費がもしなかったとしましたならば、本年度の義務的な経費は46.4%程度になると考えます。予算全体の約47%は毎年必ず出さなければならない、削ることのできない経費でございます。この義務的経費の割合というのは、財政の弾力性を示し、その比率が高いほど、財政が硬直化していることを意味します。令和6年度末、現在での地方債、借金の残額は元金のみで89億9,000万円となっております。熊本地震からの復旧復興事業や、学校給食センター建設などの返済、そして人口増加に伴う扶助費、つまり社会保障費の増高と、東部台地土地区画整理事業の推進、更に目前に迫っております小中学校の増築問題、この学校改築も20数億円は必要ではないでしょうか。更に特別会計においては、公共下水道事業と簡易水道事業の普及促進などととも、既に事業実施のために借入した未償還元金は、公共下水道事業で33億7,100万円。簡易水道事業で4億700万円でございます。このように嘉島町の財政を取り巻く課題は山積しております。例えば、前回12月定例会時の令和5年度一般会計補正予算のなかで、議案質疑でもおわかりのとおり、令和5年度子供医療費最終見込額は8千万円。人口の増加などにより、令和6年度は子供医療費だけでも最終的には1億円に届くかもしれません。これが我が町の現在の財政状況でございます。町長にお尋ねいたします。現在の財政状況をどう考えられるのか、行財政改革を実施する考えはありませんか、ということでございます。

私は現在の財政状況への対応策として、行財政改革を提案します。簡素でかつ効率的な執行体制と、堅実で安定した財政基盤を確立するために、行財政改革は避けては通れないと考えます。行財政改革によって、緊急避難的な行政の減量経営ではなく、中長期的な視点から町民が望むまちづくりを実現する、行財政経営の仕組みづくりを目指すことができます。

鍋田町長いかがでございますでしょうか。行財政改革はぜひ取り組んでいかなければならない事項ではないでしょうか。現在の財政状況と、そして行財政改革についてお答えをお願いいたします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 増岡議員の丁寧な説明、ありがとうございました。説明にいただいたように、嘉島町は学校事業関係の経費が、支出が大変でございます。嘉島町の未来を支える児童のために、よりよい教育環境のなかで教育を受けさせたいためにも、必要な予算と考えておりますので、ご指導宜しく願いたします。

ただいまの質問の、現在の財政状況を考えるか、また、行政改革を実施する考えはあるかにつきましては、先ほど答弁したような状況のなかで、増岡議員がご指摘、ご提案をされた健全な財政運営は必要不可欠であります。全職員が現状を理解し、最小の経費で最大の効果を目指すという共通認識のもと、財政健全化に取り組んでまいります。また、人口減少社会において、地方公務員の受験者数が減少しており、本町でも新規採用職員の確保に苦慮しておりますので、仕事の魅力を伝える受験者の興味を高め、公務員のなり手を増やす対策を講じるAIとICTを活用するなどして、組織の簡素化を目指すなど、行政改革の取り組みも進めることが必要であると考えます。以上で答弁を終わります。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） 鍋田町長には所信表明で、いろいろな抱負を述べられました。しかし、嘉島町の現在

の財政の状況を考えますと、まず新町長のもとで行財政改革を断行していただき、嘉島町の財政基盤をしっかり整えること。このことによりまして、すべての嘉島町民が財政的に不安のない安心して暮らせるまちづくりを進めることが肝要だと私は考えております。私は鍋田町政にとって行財政改革は大きな課題であり、1つの政策と考えます。鍋田町長には嘉島町の将来を見据えた町政にあたっていただき、子供から高齢者まで、嘉島町町民の全体的な住民福祉を推し進めていただきたいということが一番の願いでございます。これが嘉島町を治めます首長の姿であり、鍋田町長が提唱されます住みよいまちづくり、住んでよかったまちづくり、これにつながっていくのではないかと考えます。私は鍋田町長には全町民にとって有意義な町政を進めてもらうために議論すべきところは議論するという姿勢、そして覚悟で議会に臨んでおります。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森田義雄君） 以上で、増岡議員の質問を終わります。

続いて9番 川野 伸一議員の質問を許します。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（森田義雄君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 9番川野です。よろしくお願いします。

私のほうから3問ほど、質問をさせていただきます。

まず第1点目、都市計画における町の役割は、ということで、過去40年の各行政区の人口の推移を見ますと、町が果たすべき役割は大きなことがわかります。人口減少が著しい集落に対する町長の認識と今後の対策をお伺いします。別添で、表を作っております。簡単にご説明をさせていただきます。上段のほうに、だいたい40年前ぐらいから嘉島の町内でいろんな事業が行われておりますけれども、それを年表的に位置を記しております。40年前の西部鯉区の区画整理事業、これは昭和58年から平成9年度まで行われております。それから滝河原区の区画整理事業、これが平成10年度から行われております。同じく、これは上島になりますかね。同尻地区、また芝原地区の区画整理事業、これが平成21年度から令和5年度まで行われております。加勢川の河川改修が嘉島町の発展に大きな役割を果たしていたというのは皆様ご承知のとおりだと思いますけれども、だいたい加勢川の河川改修の概成というのが、平成11年に概成しております。それからイオンモールの開業が平成17年ということで、町の発展に大きく役割を果たしているようなかたちになっております。下のほうが各行政区における、40年前、30年前、20年前、10年前、昨年度ということで、だいたい10年単位で世帯数、あと人口を表にしております。1番右側のほうが、40年前と比較しての、人口の各集落の増減というものを表しておりますけれども、簡単にご説明しますと、六嘉地区のほうで人口が増となっているのが北甘木、それと上六嘉、この2集落です。北甘木については東部第1、ゆうすいの杜が今開発中でございますので、今から人口のほうも増えていくんだろうというふうに思っております。それから上六嘉地区、これも数年前に民間企業による開発事業のほうが進みましましたので、それによって人口が増加したというふうに認識をしております。それから大島地区西のほうについてはプラスに転じているのは上島、鯉、滝河原、上仲間、その他の高田、下仲間、犬淵というような状況は、減少になっております。特に著しいのは上島地区と鯉地区、こちらについては40年前の人口からすると、1,000人以上人口が増えたというようなかたちでございます。何を言いたいかということ加勢川の河川改修というのは、国の事業でございました。どうしても嘉島町は毎年水害に遭うような、そういう地域でなんとか前荒木町長が、加勢川の改修を国に訴えて、なんとかこういうふうにできたわけですが、その恩恵を受けているのが極端な一部の地域ということでございます。当然加勢川の改修については下仲間にしても、犬淵地区にしても家を立ち退いて、河川の改修に協力されたという経緯もございまして、それから約40年経っておりますけれども、全然、下仲間、犬淵地区においてはその恩恵を受けていないというようなことが、この表を見てわかると思いますので、町長のこれに対してどのような見解と今後の対策を考えてもらえるのかをお尋ねします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 9番、川野議員の質問にお答えします。まず、各行政区における世帯及び人口数の経緯の表、ありがとうございました。令和5年国立社会保障人口問題研究所公表の将来推計人口によりますと、我が国の人口は2020年の1億2,600万人から、50年後の2070年には、8,300万人まで減少すると推計されており、歯止めがかからない少子高齢化の進行に伴い、将来にわたる人口維持が懸念されております。嘉島町では、令和4年9月に、人口が1万人を突破するなど、人口は増加傾向にあります。議員がご指摘のとおり、人口が減少している集落がございまして、人口減少が進めば自治会などのコミュニティ組織を1つの集

落として維持していくことが困難になるといった集落機能の低下が危惧されます。人口減少対策についてはそれぞれの地域の課題を把握し、地域ごとにさまざまな対策を講じていくためにも10年20年先など、将来を見据えたビジョンが必要となります。地域の課題解消に向けた取り組みを検討していくとともに、総合計画など、町の上位計画を策定する際には、重要な課題としてしっかり論議してまいります。以上、答弁を終わります。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（森田義雄君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 回答ありがとうございます。嘉島町で下水道工事が始まって供用開始が平成17年というふうに伺っておりますけれども、約20年経っております。当然ながら下仲間についても犬渕についても、まだ全然工事にも入っておりません。供用が始まって約20年ですけれども、工事にも入っていないということで問には町がどうやって都市計画を考えていくか、今日はほかの議員さんからも、いろんな都市計画についての質問もございました。しっかり、やはり町として集落が今後どうあるべきか、どうしていくべきか、そういうものをしっかり検討していただいて今後の政策に反映していただきたいというふうに思っております。

次の質問に入ります。これも関連する質問でございますけれども、乗合タクシーの実績と今後の課題はということで、昨年2月より運行を始めた乗合タクシーゆうすいGOの1年間の実績と、今後の課題について説明を求めます。

○企画情報課長（西本幸弘君） 議長。

○議長（森田義雄君） 西本課長。

○企画情報課長（西本幸弘君） 企画情報課長の西本です。よろしくお願いたします。

9番、川野議員の質問にお答えします。嘉島町乗合タクシーゆうすいGOは、昨年2月の運行開始以来、約1年が経過いたしました。利用状況につきましては、令和6年1月末までの実績で運行回数358回、利用者数が延べ1,303人、1か月の平均として、運行回数30回、利用者数108人という状況であり、新たな移動手段として活用いただいているところです。今後につきましては、現在、利用登録者に対してアンケートを実施しているところであり、利用者の要望やニーズを把握したうえで、よりよい運行ができるよう改善を検討するとともに、潜在的な利用希望者へのアプローチとして、制度の周知に努めてまいります。以上で答弁を終わります。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（森田義雄君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 今、企画情報課長のほうからの答弁がございまして、実際問題、去年の2月から運行を開始したと。これは、私が議員になって今年丸9年になりますけれども、1期目の最初のほうから、なんとかコミュニティバスということで、一応最初は前町長のほうにもお願いして、なんとか交通不便な地域があるので、それを解消してくれということで、要望を挙げ続けて8年経過してからやっと運行が始まったということでございます。当初の内容とは違ったんですけども、今の全国的な状況を見まして、こういう乗合タクシー、もしくは無人のAIを活用したような、そういうものも先行的に地域で実証されているところもございます。せっかく予算を組んでいただいて、運行を始めていただいたわけでございますので、なるべく多くの町民の方にご利用いただけるように、ぜひアンケートを踏まえたうえで改良を重ねていただきたいと思いますというふうに思っております。よろしくお願いたします。

それでは最後の質問でございます。町の自主財源確保の取り組みはということで、町単独でどのような施策をするにも、財源確保が必要であるが、国や県からの交付金や助成金は用途の制約があり自由に使えないのが実情でございます。そこで、ふるさと寄附金、ふるさと納税でございますけれども、こういう制度が始まったわけでございます。本町における寄附金額を増やす取り組みをどういうふうに考えておられるのか、お伺いします。

○企画情報課長（西本幸弘君） 議長。

○議長（森田義雄君） 西本課長。

○企画情報課長（西本幸弘君） ただいまの川野議員の質問にお答えいたします。自主財源の確保に係る取り組みとして、ふるさと納税は重要な取り組みであると認識しております。今年度の嘉島町に対する寄附額は約4億円になると見込んでおり、昨年度2億8,500万から、大きく増加をし、本町としては過去最大の額となります。増加要因といたしましては、令和5年度に新たなポータルサイトを6サイト追加し、13サイトに拡充したことや、新規返礼品の掘り起こしによるものであると思われまます。ふるさと納税の市場規模

は約1兆円にのぼり、右肩上がりに増加していますが、その間、自治体間競争も過熱しており、産地偽装などのトラブルも発生しております。ふるさと納税をする方の大半の理由は返礼品でありますので、今後も安定して返礼品を提供できるよう関係事業者と連携強化を図るとともに、各サイトで返礼品を紹介するページをブラッシュアップし、魅力ある返礼品としてPRできるよう努めてまいります。また、ふるさと納税は自主財源の確保はもとより、返礼品取扱事業者など、地元経済にも大きく寄与できる制度であり、今後も寄附増額を目指し積極的な取り組みに努めてまいります。以上で答弁を終わります。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（森田義雄君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） 答弁ありがとうございました。このふるさと納税の額をどうやって増やすかと、非常に難しい問題ではございますけれども、昨年質問しましたけれども、今、嘉島の町内において普通作で言うところの、米、麦、大豆というところで、ブロックでローテーションを組んで栽培をされている農家がほとんどでございますが、一昨年度から減反割合が2割ほど増えて、今減反面積がだいたい全体の7割、食用の米を作るのが3割ということになっております。これは以前からもいろんな弊害が言われておったんですが、その2割減反が増えた部分というのが、当然大豆を作れば水を張らなくなるということになりますので病害虫が増えたり、雑草が増えたり、あと連作による市場の低下というものも非常に懸念されております。2割減反が増えたところに、なんらかの嘉島で産地となるような作物を町としても農家と協議しながら作って行って、それをふるさと納税の返礼品の目玉じゃないですけども、そういうものにしていけば少しは変わるんじゃないかなというふうに思っております。一部では、生産者の方でいろんな野菜を作ったりとかされている方もおられますけれども、一農家を作って販売するというのは非常に大変でございますので、嘉島町のこれは農産品のブランドですよというような取り組みを町のほうもぜひ、取り組んでいただいて、ふるさと納税の寄附金の増額を図れるように努力をしていただきたいなというふうに思いますので、その辺をよろしくお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（森田義雄君） 以上で、川野議員の質問を終わります。

お昼になりましたので、ここで、一般質問がまだ終わっておりませんが、お昼休みをとりたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 午後は1時半から再開をしたいと思います。これから休憩といたします。

休憩 午前12時

○議長（森田義雄君） こんにちは。休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問の続開を始めさせていただきます。10番 境野 隆文議員の質問を許します。

○10番（境野隆文君） 議長。

○議長（森田義雄君） 境野議員。

○10番（境野隆文君） 午前中に引き続き一般質問に入りたいと思います。

まず第1問目。井寺古墳の復旧作業についてお尋ねいたします。熊本地震により被災した井寺古墳の修理が行われておりますが、やがて8年を迎えようとするなか、なかなか復旧が進まない状況であります。工事の進捗状況をお聞きしたいと思います。また、周辺を公園等に整備する計画はないかと思っておりますが、井寺古墳は約100数十年前に発掘されており、1921年大正10年、約103年前になります。国の史跡としての指定を受けております。どうかこういう重要な文化財でございますので、早急な復旧を考えておりますか、どうなのかをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○社会教育課長（河原和幸君） 議長。

○議長（森田義雄君） 河原社会教育課長。

○社会教育課長（河原和幸君） 10番、境野議員の質問にお答えいたします。平成28年熊本地震により損傷しました、国指定史跡の井寺古墳につきましては、平成30年に文化庁直轄事業により石室に入るための入口部分の安全確保が施され、石室入口である玄門までの侵入が可能となり、外気の侵入を防ぐ覆屋が建設されました。また、石室の崩壊を防ぐために墳丘の土留め工事なども実施してまいりました。しかしながら、地震による石室の歪みや石材の崩落が心配されることなど不安定な石室内での調査や作業を行ううえでの安全性が確保できないことから、復旧作業ができない状態が続いております。まずは、石室内の調査を行わないことには、復旧方法などの検討ができないことから、有識者などで構成する町史跡保存整備

検討委員会において、復旧方法などの検討を行うとともに、文化庁と協議を進め本年度石室内に設置することにより、石材の崩落などから調査者を守るための安全措置装置の製作を行なっております。完成しましたら令和6年度にこの装置を石室内に設置し、石室内の調査をする予定としております。そのうえで、検討委員会や文化庁などのご意見をいただきながら調査を進め、復旧方法などの検討を行い復旧基本計画の策定や復旧に向けた作業を順次進めていくこととしています。また周辺の公園等の整備は、とのことですが、現在井寺古墳の復旧作業を最優先に進めておりますことから、周辺の整備につきましては現時点の計画はございません。以上で答弁を終わります。

○10番（境野隆文君） 議長。

○議長（森田義雄君） 境野議員。

○10番（境野隆文君） ただいま担当課長より懇切なご説明をいただきました。石室内に入ればどうにか修理ができていくというような方向性も出てきたわけであります。また本年度の予算におきましても、井寺古墳の予算のほうも少しついているかなと思っております。やはり、これは嘉島町にとりましても重要な国の史跡、大事な財産でございます。後世の子供たちにもぜひ立派なかたちで残してあげたらなと思っておりますので、時間はかかっても元のようなかたちに復旧できますようお願い申し上げます。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。東部台地開発の進捗状況と今後の開発計画ということでお尋ねをいたしますが、開発の現在の進捗状況、東部台地のことの始まりもやがて数十年経とうかとしております。そういった計画段階のなかで、既存の住宅等が含まれておりました。第一期工事、二期工事と着々と工事のほうは入っておりますが、依然としても既存住宅の方々、住まわれている方々がいつどれくらいでこのあたりにくるのかというのがとても不安でおられます。数十年も経ちますと家屋の故障、老朽化によるいろんな取り替え等も考えていらしてしております。その時期をどうしようかと考えておられます。そういった点を踏まえまして、全体的な工事の状況、またそのなかに含まれる既存の住宅等の方にお住まいの方々に対しては、年に1度なりか、2年に1度なりかの進捗状況、いつぐらいにはこうなっていくよというお知らせだけでもしていただければ、お住まいの住民の方々は安心されるのではないかとこの質問をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○都市計画課長（藤本賢二君） 議長。

○議長（森田義雄君） 藤本都市計画課長。

○都市計画課長（藤本賢二君） こんにちは。

10番、境野議員のご質問にお答えいたします。まず現在の進捗状況になりますが、平成30年12月から第一期工事を着手しておりますが、事業全体の総面積の70haのうち現在1-2工区の約5haが完了している状況でございます。全体計画の70haを6工区に分けて、工事を進めている状況でございますが、現在1工区の区域を順次進めている状況でございます。来年度以降につきましては、断層により延期をしておりました、1-1工区の工事に入ります。令和8年度末を目標に1-1工区の保留地の販売を進めていく計画であります。続きまして、ご質問のなかの立ち退きを予定されている方々の件になりますが、東部台地のこの事業全体の計画につきましては、事業期間が長期にわたります。事業区域内の住宅の老朽化、またそれに伴う建て替え、改修、補修、そのほかにも所有者、居住者の高齢化など問題があることは町としても十分理解をしているところでございます。この件に関しましては今年度当初から、どのように対策をしていくのか検討の方針を今現在も協議をしている状況でございます。土地区画整理法の考え方などを踏まえながら方針の案を整理している状況でございます。今後になりますが、まずは東部台地の土地区画整理審議会のご意見をいただきながら、踏まえながら、また早期移転を希望する方々の需要の把握も行いながら早期移転の検討を行なってまいります。6年度中を目標に整理が整い次第、対象となる皆様に周知、ご説明を行なっていきたいと考えております。また、区域内の所有者、権利者の方々には随時この工事の進捗に合わせて情報は発信している状況でございます。以上で答弁を終わります。

○10番（境野隆文君） 議長。

○議長（森田義雄君） 境野議員。

○10番（境野隆文君） ただいま都市計画課長より答弁をいただきました。都市計画のほうではいろんな方法で地域の住民の方々に寄り添っているいろんなことをやっておられるようです。今、課長がおっしゃられたように既存の住宅にお住まいの方々、高齢の方々もいらっしゃいます。やはり不安を払拭するような丁寧な懇切な説明等を今後とも引き続きお願いしていただきたいと思っております。

次の質問に入ります。嘉島町総合計画について、この計画につきましては、7名の今日の議員さんたちの一般質問のなかに町の計画、総合計画いろんなことが、お話が出ております。鍋田町長さんも議員時代に

嘉島町総合計画というのはご存知のとおり、こういった総合計画書というのが作られております。この総合計画書というのは、平成3年に前荒木町長さんのもとで作成されたものでございます。この10か年計画のなかで、今後まだ残り半分。先日28日も総合計画の実施計画案ということで、会議がなされました。そういったなかで、鍋田町長さんにおかれましては、この総合計画をこのまま推奨していかれるのか、また今年度は見直しの期間でもあります。3年ごとにローリング式で計画を見直していくということも踏まえてありますが、鍋田町長さんの考えとしては、この総合計画、基本計画を今後どのようなかたちでやっていかれるのか、令和3年にできました基本計画に沿った、そのままの状態で行っていくのか、そのところをお伺いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） 10番、境野議員の質問にお答えします。現在の第6次嘉島町総合計画は、令和3年度から令和12年度まで10年間を計画期間とする基本構想について、令和3年3月議会において議決され、策定されました。同時に基本構想に掲げる将来像を実現するため、各分野での取り組むべき施策の体系とそれを実現するための主な事業計画を示した基本計画について、基本構想の計画期間10年のうち前期の5年間、令和3年から令和7年度を計画期間とする前期基本計画を策定しており、その実現に向けて各種施策を継続して実施していく必要があると考えております。この計画は原則中間年度で見直すことになっており、令和8年度から後期基本計画について、令和7年度中に策定をする予定であります。後期基本計画の策定にあたりましては、住民の意向を踏まえ、必要な施策を計画に盛り込んでまいります。以上で答弁を終わります。

○10番（境野隆文君） 議長。

○議長（森田義雄君） 境野議員。

○10番（境野隆文君） ただいま鍋田町長より答弁ありましたように、基本計画今後見直すと5年ごとに見直すというようなこともあります。いずれにいたしましても、この令和3年に作成されましたこの計画は10年間沿って、前荒木町長とともに当時の議員の皆様同意の基に作成されたものであります。そういった流れで、今後の5年間は重要な期間になってくるのではなからうかと思っております。荒木前町長が当初考えておられました、住んでよかった嘉島町と緑の町、水の町、嘉島町というのを生かしたまちづくりを今後ともお願い申し上げます。以上をもちまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（森田義雄君） 以上で、境野議員の質問を終わります。以上で、一般質問を終了します。

・・・・・・・・・・・・・・・・

## 日程第2 議案の質疑 討論 採決

○議長（森田義雄君） 日程第2 議案の質疑 討論 採決となっております。

これより、議案第1号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専議第10号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第8号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第1号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専議第10号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。

議案第2号 専決処分の報告並びに承認を求めることについて 専議第1号 嘉島町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。



これより採決に入ります。お諮りします。

議案第2号 専決処分報告並びに承認を求めることについて 専議第1号 嘉島町手数料条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認しました。

議案第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第4号 嘉島町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第4号 嘉島町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第5号 熊本都市計画事業芝原土地区画整理事業施行条例を廃止する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第5号 熊本都市計画事業芝原土地区画整理事業施行条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第6号 嘉島町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第6号 嘉島町下水道条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第7号 嘉島町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第7号 嘉島町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第8号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第9号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○1番（春日公和君） 議長。

○議長（森田義雄君） 春日議員。

○1番（春日公和君） 本議案についての修正動議を提出したいと思います。よろしく願います。

○議長（森田義雄君） しばらくお待ちください。春日議員の修正動議の説明を求めます。

○1番（春日公和君） 議案第8号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第9号）に対する修正動議 地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により別紙のとおり修正案を添えて提出します。

発議者 嘉島町町議会議員 春日 公和

賛成者 嘉島町議会議員 境野 隆文、同じく賛成者 嘉島町議会議員 増岡 司

それでは10ページをお開きください。議案第8号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第9号）に対する修正案、議案第8号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第9号）の一部を次のように修正する。第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。以上ご提案申し上げます。修正箇所につきましては、農林水産業費補正前の額農業費2億1,623万円。修正補正額マイナスの724万4,000円。計の2億898万6,000円。詳細につきましては、10ページの事項別明細書をご参照いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（森田義雄君） ただいま春日議員から修正動議がなされましたが、これを出すことに異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 修正がありました件について、執行部の説明を求めます。

○農政課長（永田智紀君） 議長。

○議長（森田義雄君） 永田農政課長。

○農政課長（永田智紀君） ただいまの件につきまして、私のほうから説明を行いたいと思います。

今回の補正予算につきまして、歳入部分では計上はしていたんですが、歳出部分で農業委員の報酬分280万2,000円の計上をしておりませんでした。計上漏れとなっております。歳入と歳出の金額が同じにならないのは、財源組替等を行なったためとなっております。

今後このようなことが起こらないようにチェック体制の強化を図っていきたいと考えております。申し訳ありませんでした。

○議長（森田義雄君） ただいま農政課長のほうから説明がありました。春日議員。いまのお答えについて。このように修正をしたいというふうに思います。よろしく願いをします。ほかに質問はございませんでしょうか。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） それでは質疑を行いたいと思います。総務課長にお尋ねをいたします。

補正予算書6ページでございます。繰越明許に係る事業についてでございます。財務会計では、会計年度独立の原則があります。例外規定としまして、繰越明許費制度などが設けられておりますが、昨年の3月末補正での繰越明許は12件、そして本年は19件となっている状況でございます。近年、繰越明許が多いよう

に感じているところでございます。この19件のうち国や県の補助金あるいは、起債を伴うものにつきましては、補助金などの決定のタイミングから契約が遅れ、繰越明許とならざるを得ませんけれども、町単独事業でありますならば、契約事務の平準化、これを進めて年度内事業の完了を努力すべきではないかというふうに考えます。総務課長いかがでしょうか。お尋ねします。

○総務課長（高田克明君） 議長。

○議長（森田義雄君） 高田総務課長。

○総務課長（高田克明君） 8番、増岡議員の質疑の繰越明許費についてお答えをいたします。長期継続契約や債務負担行為で定めるもの以外は、ご指摘のとおり、原則単年度での事業を完了しなければなりません。諸事情で年度内の完了ができないことも事実でございます。今回、年度内にその支出が終わらない見込みがあるものを19件挙げさせていただいておりますが、そのなかには年度内に完了が見込めるものもあります。特にご指摘のとおり単独事業につきましては、早めの事業執行、早めの契約締結、発注に心がけ、また受注者への工期内完了を促し、年度内の事業完了に今後努めていきたいと思っております。以上になります。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） この席からようございますか。しっかりと努力をしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（森田義雄君） ほかに質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） ほかにはないようですので、これにて質疑を終結したいと思います。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第8号 令和5年度嘉島町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第9号 令和5年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第9号 令和5年度嘉島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第10号 令和5年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第10号 令和5年度嘉島町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第11号 令和5年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第11号 令和5年度嘉島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第12号 令和5年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第12号 令和5年度嘉島町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第13号 令和5年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第13号 令和5年度嘉島町下水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。次会は、明日8日となっております。本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

散会 午後2時8分

令和6年第1回嘉島町議会定例会会議録(第3号)

・招集年月日

令和6年3月8日(金曜日)

招集場所 役場庁舎議場

午前10時開会・開議

・出席議員(11名)

1番	春日公和	6番	森下文夫
2番	木下武	7番	満田和浩
3番	穴井智子	8番	増岡司一
4番	齊藤進	9番	川野伸隆
5番	園田義宣	10番	境野文
		11番	森田義雄

・欠席議員(0名)

・説明のため出席した者の職氏名

町長	鍋田平
教育長	青木政俊
総務課長	高田克明
税務課長	高富嶋信行
町民保険課長	吉本博志
福祉課長	松本和美
農政課長	永田智紀
建設課長	橋本浩史
企画情報課長	西本幸弘
都市計画課長	藤本賢二
学校教育課長	中富喬
社会教育課長	河原和幸
会計管理者(兼会計室長)	増永貴士
監査委員	蜂屋誠

・職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 石坂英一

## 議事日程第3号

### 日程第1 議案の質疑 討論 採決

- 1 議案第14号 令和6年度嘉島町一般会計予算
- 2 議案第15号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計予算
- 3 議案第16号 令和6年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計予算
- 4 議案第17号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計予算
- 5 議案第18号 令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第19号 令和6年度嘉島町簡易水道事業会計予算
- 7 議案第20号 令和6年度嘉島町下水道事業会計予算

### 日程第2 議員派遣の件について

### 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申し出について

### 日程第4 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

### 追加日程第1 同意案第1号 教育委員会の委員の任命について

閉 会

開会・開議 午前10時

・・・・・・・・・・・・・・・・

○議長（森田義雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、令和6年第1回嘉島町議会定例会4日目は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

・・・・・・・・・・・・・・・・

日程第1 議案の質疑 討論 採決

○議長（森田義雄君） 日程第1 議案の質疑 討論 採決となっております。

これより、議案第14号 令和6年度嘉島町一般会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

○5番（園田義宣君） 議長。

○議長（森田義雄君） 園田議員。

○5番（園田義宣君） おはようございます。5番、園田です。

予算書の35ページ、2款総務費、2項企画費、11節役務費、ふるさと寄附金システム等利用料金について質疑いたします。予算書では5,115万7千円の費用が計上されております。ポータルサイト等の利用料金とは思われますが、寄附金、収入予算額4億6千万の約11%を占めております。この金額は過去の予算書を見ますと例年どんどん高くなっておりまして、昨年度令和5年度の予算書に比べて約1,758万円ほど手数料等が増えておりますが、その理由は何でしょうか、お尋ねします。

○議長（森田義雄君） 西本課長。

○企画情報課長（西本幸弘君） おはようございます。企画情報課長の西本です。よろしくお願ひいたします。

5番、園田議員の質疑についてお答えいたします。ふるさと納税の寄附総額に対するシステム等手数料の割合は、決算額ベースで令和2年度8.53%、令和3年度8.98%、令和4年度9.41%と増加をしており、令和6年度当初予算では11.12%としております。システム等利用料とは楽天などのポータルサイトの利用料、クレジットカードの決済手数料、PayPayなどのクレジットカード以外の決済手数料が含まれます。割合が増えている主な要因としては3点ございます。1点目は、寄附金の納付方法について、以前は手数料率が税込1%のクレジットカード決済がほとんどでしたが、ここ数年は手数料率が税別2.5~3.5%と高いPayPayなどのクレジットカード以外の決済を利用される寄附者が増えていることによるものです。2点目は、以前から導入している楽天やANA、JALなどのポータルサイト利用料は税別8~9%ですが、ここ数年、新たに追加したポータルサイトの利用料は税別10%程度のものが多いこと。3点目は、主要ポータルサイトの1つ、ふるさとチョイスの利用料が令和5年4月以降、税別で5%から10%に変更されたこと、以上3点が手数料率、手数料割合を押し上げている要因と考えています。なお、現在利用しているポータルサイト数は13サイトあります。以上で説明を終わります。

○議長（森田義雄君） 今の答えでよろしいですか。他に質問はございませんか。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（森田義雄君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） おはようございます。

令和6年度の嘉島町一般会計予算書のなかの、2問ほど質問させていただきます。30ページ 総務費 14節 工事請負費1,216万円、それに伴う設計管理費500万円、計1,716万円。これは庁舎の改修工事というふうに説明を受けておりますけれども、これの内訳をお答えいただきたいのと、90ページ 社会教育費、12節 委託料 舞台技術業務委託料1,525万8千円計上されております。これの内訳をご説明お願いしたいと思います。

○議長（森田義雄君） 総務費のほうから。

○総務課長（高田克明君） はい。

○議長（森田義雄君） 高田総務課長。

○総務課長（高田克明君） おはようございます。総務課長の高田です。よろしくお願ひいたします。

ただいまの9番、川野議員の質疑の庁舎改修事業の1,716万の内訳についてお答えをいたします。役場庁舎照明を令和7年度にすべてLED化にするため、設計業務委託料に500万円、給水ポンプユニット更新工事に277万2千円、中央監視盤更新工事に440万円、火災報知器設備更新工事に363万円、高圧気中開閉器取替改修工事に72万8千円、非常用予備発電装置改修工事に63万円、工事につきましては役場庁舎内の設備機器等の老朽化による更新でございます。以上になります。

○議長（森田義雄君） 河原社会教育課長。

○社会教育課（河原和幸君） はい。ただいまの9番、川野議員の質疑にお答えいたします。

9款 教育費、5項 社会教育費、5目 町民会館運営費の委託料、舞台技術業務委託料1,525万8千円につきましては、町民会館ホールアクアの舞台技術の委託をしております、スタッフの件数1日あたり2名で一応計上はしております。昨年度よりコロナウイルス5類移行を受けまして、利用申し込みが増えております。さらに件数の高騰等によりまして、昨年より技術料のほうは増額で計上させていただいております。以上でございます。

○9番（川野伸一君） 議長。

○議長（森田義雄君） 川野議員。

○9番（川野伸一君） ただいま、総務費については高田課長のほうから、それから社会教育費については河原課長のほうからご説明がありました。質問したのは総務費の庁舎改修については数年前に嘉島町の庁舎も数億円かけて改修を行なったばかりだったものですから、何でこういうのが必要なのかな、と疑問に思いまして質問させていただきました。それと社会教育費のなかの委託料については2名の件数ということで1,525万8千円計上されているということでございますけれども、今年度の一般会計予算の委託料の合計が計算してみましたけれども、全部で7億9,018万7千円ありました。委託料の合計金額が。財政も厳しい折でございます。今まで慣例として業者さんのほうに委託されていた業務の内容についても精査をさせていただいて、削れるところは削っていただければというふうに思いますので、一応ご指摘をさせていただきます。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（森田義雄君） 他に質問はございませんでしょうか。

○8番（増岡司君） はい。

○議長（森田義雄君） 増岡議員。

○8番（増岡司君） おはようございます。それでは質疑をさせていただきます。

まず105ページでございます。総務課長の担当になるかと思ひます。よろしいでしょうか。地方債の償還計画についてでございます。まず、令和6年度末現在の未償還元金見込額が6年度末で89億9千万円となっております。この未償還元金の返済のピークが令和何年度ごろになるのか。そしてその返済金額がどれくらいなのかということが1つです。そして小学校等の増改築工事が進められますと、当然、地方債借入ということになります。地方債の予定額は12億9千万円の借入予定でございます。これは確か据え置き期間は5年間ではなかったかなと思ひますけれども、この借入が済んだ後、次のピークがいつになるのか。そして返済額はどれくらいかということが総務課長に対してのお尋ねでございます。

それから82ページです。これは学校教育課長にお尋ねをします。9款 教育費 2項 小学校費 1目 学校管理費 14節 工事請負費です。東小学校校舎増改築等工事について、このなかでお尋ねをしたいのは、財源内訳を見ても、建設費の額に對しまして国庫支出金の額が少ないような感じがいたします。イコール一般財源の持ち出しが多くなっているというような感じでございます。その国庫支出金の補助金の算出の基礎を教えてくださいということと、補助率そして地方債の充当率、地方債の借入後の返還後の地方交付税がこれに措置があるのかどうか、ここを教えてくださいなということが1つ。それからもう1つは西小学校、中学校の校舎エレベーター設置計画でございます。本年度に、この計画を計上したのは理由が何かあるのだろうかと思ひますのでその理由と。例えば国が推奨しているからとかそういったこともあるかなというようなことを考えますので、そのことについてお尋ねしたいと思ひます。国庫補助率についても教えてくださいなと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（森田義雄君） 高田総務課長。

○総務課長（高田克明君） ただいまの8番の増岡議員の質疑の詳細の来年度末現在高見込額についてお答えをいたします。これから小中学校の校舎の増改築を控えており、現在残高見込額につきましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、令和6年度末で89億9,037万3千円ということで今後も増加する見込みでございます。令和4年度に完成しました給食センター建設の起債償還が令和8年度から始まることから、同年度に償還のピークを迎え、年間約8億円の償還額となります。また、令和13年度に小中学校校舎の増改築の償還が始まる予定で、令和8年度のピークより更に年間償還額が上回る見込みで、第2の償還のピークを迎えます。金額につきましては、今のところちょっと具体的な、はっきりしたあれは出ませんけれども、間違いなく8億円を上回るの間違いはないというふうに思っております。このような厳しい財政状況でありますので、これからもより一層、職員一人一人が健全な財政運営に努めていきたいと思っております。以上となります。

○学校教育課長（中富喬君） 議長。



○議長（森田義雄君） 中富学校教育課長。

○学校教育課長（中富喬君） おはようございます。学校教育課の中富です。

8番、増岡議員の質問にお答えいたします。まず、東小学校増築工事にかかる財源といたしましては、すみません、内訳といたしまして、補助対象事業費が4億2,300万ほどと、残り15億6,300万ほどが単独事業費となっております。補助対象事業費の補助率は2分の1で、具体的に言いますと、国庫支出金が2億1,165万7千円歳入の見込みでございます。この事業費に対して補助金の額が少ないよだがという質問ですけれども、補助金の算出の基礎といたしまして、交付申請時点いわゆる来年度時点での住民基本台帳に記載されている今後の在籍予定児童数から不足する教室数、どれくらい教室が足りないかを算出して足しまして、それに文科省が設定している面積単価を用いて、対象事業を算出しております。それによって先ほど言いました2億1千万ほどの補助金を見込んでおります。

それと、エレベーターについてですけれども、補助率は2分の1の事業でございます。今回工事する理由といたしましては、先ほど増岡議員からありましたように国がこの事業を推進しております。さらに、今現在、実際に西小学校で体の不自由なお子様が多いので、そのあたりの利便性の向上ということで、来年度工事を実施する予定でございます。

最後に起債についてですけれども、先ほど言いました、補助対象事業分と単独事業分と分かります。補助対象事業分についての起債の充当率は90%でございます。単独事業分については75%の充当率となっております。交付税措置についてはそれぞればらつきはありますが、基本的には補助対象事業分の起債については交付税措置がございます。単独事業分の起債分につきましては交付税措置はございません。以上でございます。

○8番（増岡司君） 議長。

○議長（森田義雄君） はい、増岡議員。

○8番（増岡司君） はい。ありがとうございました。

○議長（森田義雄君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第14号 令和6年度嘉島町一般会計予算は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第15号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第15号 令和6年度嘉島町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第16号 令和6年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第16号 令和6年度嘉島町住宅新築資金等貸付特別会計予算は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第17号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第17号 令和6年度嘉島町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第18号 令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計予算の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第18号 令和6年度嘉島町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第19号 令和6年度嘉島町簡易水道事業会計予算の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第19号 令和6年度嘉島町簡易水道事業会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第20号 令和6年度嘉島町下水道事業会計予算の質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。お諮りします。

議案第20号 令和6年度嘉島町下水道事業会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

## 日程第2 議員派遣の件について

○議長（森田義雄君） 日程第2 議員の派遣の件についてを議題とします。お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第121条の規定により、議員を派遣したいと思います。本定例会から次期定例会の間における議員の派遣については、お手元に配付のとおりであります。日程及び出席者等の変更、未定事項の決定については、議長に一任願いたいと思います。なお、緊急を要する場合は、必要に応じて議長において、議員の派遣を決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣表のとおり派遣することに決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

## 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（森田義雄君） 日程第3 委員会の閉会中の継続申し出についての件を議題とします。

各委員長から所掌及び所管に属する事務のうち、嘉島町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました事務の調査について、閉会中の継続調査の申し出があります。なお、各委員会の所掌及び所管に属する事務の調査、事項の変更、未定事項の決定については、議長に一任願いたいと思います。お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中も継続調査とすることに決定しました。

・・・・・・・・・・・・・・・・

## 日程第4 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（森田義雄君） 日程第4 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、「指名推選の方法」によることに決定しました。お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

ただいまから、候補者の名簿をお配りします。しばらくお待ちください。

ただいま、お配りしました名簿のとおり、選挙管理委員会には、坂井 信房君 村崎 誠也君 西山 正教君 石坂 勝嗣君 以上の方を指名します。お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。従いまして、ただいま指名しました、坂井 信房君 村崎 誠也君 西山 正教君 石坂 勝嗣君 以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、第1順位 西田 和生君 第2順位 宮村 泰弘君 第3順位 甲斐 現君 第4順位 下田 正和君 以上の方を指名します。お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。従いまして、ただいま指名しました、第1順位 西田 和生君 第2順位 宮村 泰弘君 第3順位 甲斐 現君 第4順位 下田 正和君 以上の方が順位のとおり、選挙管理委員補充員に当選をされました。なお、この件につきましては、嘉島町議会会議規則第33条第2項の規定による当選の告知を行い、承諾書を受領させます。

以上で、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を終わります。しばらくお待ちください。

・・・・・・・・・・・・・・・・

## 追加日程第1 同意案第1号 教育委員会の委員の任命について

○議長（森田義雄君） ただいま、町長から同意案第1号 教育委員会の委員の任命についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、同意案第1号は、追加日程第1として議題とすることに決定しました。同意案第1号 教育委員会の委員の任命についての件を議題とします。町長の説明を求めます。

○町長（鍋田平君） 議長。

○議長（森田義雄君） 鍋田町長。

○町長（鍋田平君） おはようございます。同意案第1号 教育委員会の委員の任命について下記の者を嘉島町教育委員会の委員に任命したいので同意を求めます。

記

氏名 大塚 富美子

生年月日 昭和38年11月24日生

令和6年3月8日提出 嘉島町長 鍋田 平

提案理由 教育委員会委員の高松ひづる氏から令和6年3月31日をもって退任の申出がありましたので、同氏の後任として大塚富美子氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくお願いします。

○議長（森田義雄君） 以上で、町長の説明を終わります。お諮りします。

本案は、町長より提案のとおり、同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田義雄君） 異議なしと認めます。よって、同意案第1号 教育委員会の委員の任命については、同意することに決定しました。

以上で、本定例会の会議に付された案件は、すべて終了しました。会議を閉じます。これで、令和6年第1回嘉島町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

閉会 午前10時37分

地方自治法第123条第2項の規定により、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

嘉島町議会議長

嘉島町議会議員

嘉島町議会議員